

第4部 フィールド競技

第180条 (TR 25) 総 則—フィールド競技

||

競技場所での練習試技

1. 各競技者は、競技開始前に競技場所において練習を行うことが許される。投てき競技では、あらかじめ決められた試技順で、常に審判員の監督のもとで練習を行う。

過去、規則では、各競技者が投てき種目において、各競技者には2回の練習試技が必要であると規定されていたが、今では、そのような決まりはない。規則第180条1は、ウォームアップ時間が許す限り何回でも認められると解釈されるべきである。大規模競技会の場合、2回は標準的な練習試技回数だが、これは最小限とみなされ、時間が許すなら、一部またはすべての競技者による追加の練習試技要求は認められる。

2. 競技が開始されたら競技者は練習の目的でつぎのものを使用することはできない。
 - (a) 助走路や踏切場所
 - (b) 棒高跳用ポール
 - (c) 投てき用具
 - (d) 投てき用具を持つ持たないに関係なく、サークルや着地場所〔国内〕 本条(b)は審判長が特に認めた区域において使用可能とする。

投てき競技においては、誤って手から離れた時に他者に危害を与えるような物を利用しての練習はできない。

この規則を適用しても、他の競技者や他の人を危険にさらしたり、遅らせたり、妨害したりしない限り、競技者がつぎに試技準備のために自身のポールや選んだ器具に触れたり、準備したり、テープを巻いたりすることを妨げてはならない。効率的な方法で競技会の進行を保証するために審判員が合理的にこの規則を解釈し、競技者が持ち時間が始まると直ちに試技を始めることができることが特に重要となる。

マーカー

3.(a) 助走路が使われるフィールド競技では走高跳を除いて、マーカーは助走路の外側に置かなければならない。走高跳だけは助走路内に置くことができる。競技者は助走や踏切をしやすくするためにマーカー（主催者が準備したもの、または承認したものを）を2個まで使うことができる。マーカーが準備されない場合、粘着テープを使用することができるがチョークや類似品および消えないマークは使用できない。

(b) サークルから行う投てき競技ではマーカーを1個だけ使用することができる。このマーカーはサークルの直後あるいはサークルに接して置くことができる。マーカーは各競技者の試技中に一時的に設置し、審判員の視界を遮るものであってはならない。着地場所あるいはその脇に個人所有のマーカーを設置することはできない。

〔注意〕 それぞれのマーカーは単一の物でできていること。

(c) [国内] 本連盟が主催、共催する競技会では、棒高跳の助走路に沿って「ゼロ」ラインから、2m 500から5mの間は500mmごとに、5mから18mの間は1mごとに適切で安全なディスタンスマーカーを設置すべきである。他の競技会でも主催者は、このマーカーを設置してもよい。

〔国際〕 主催者は、棒高跳の助走路に沿って「ゼロ」ラインから、2m 500から5mの間は500mmごとに、5mから18mの間は1mごとに適切で安全なディスタンスマーカーを設置すべきである。

(d) 規則に違反しているマーカーがあれば、規則に合わせるよう、あるいは剥がすよう、審判員は当該競技者を指導する。指導に従わない場合は、審判員が剥がさなくてはならない。

〔注意〕 悪質な場合は第125条5、第145条2を適用することができる。 〓

地面が濡れている場合、粘着テープは数色のピンを刺して地面に固定することが可能である。

各マーカーが単一のものであることの要件は、審判長によって分かり

やすく解釈されるべきである。例えば、製造業者が2つの部品を使用して、そのように使用することを意図した単一の構造を作る場合、それは許されるべきである。同様に、競技者がマーカーを同じ場所に置くことを選択した場合、または走高跳で、テープを細かく裂き、より鮮明に目立たせる目的で異なる形の単一マーカーを作った場合は、それぞれ許容されるべきである。

規則第180条3(c)は、競技者とそのコーチが助走路のテイクオフポイントと跳躍状況を判断する際に役立つように設計されている。それらをどのように設置し、見た目をどうするかについての定まったコンセプトはない。主催者と審判長は、それぞれの競技環境のなかで、規則の意図の範囲内で、どのような仕様が許容でき公正であるかを解釈する裁量権を持つ。

パフォーマンス・マーカーと風の情報

- 4.(a) 明瞭な旗またはマーカーを置いて現在の世界記録、また必要であれば、現在の地域、国、大会の記録を示すことができる。
- (b) 競技者がおおよその風向と風力を知ることができるように、すべての跳躍競技と円盤投・やり投においては、適切な場所に一つ以上の吹き流し状のものを置く。

試技順と試技

5. 第180条6が適用される場合を除き、競技者は抽選で決められた試技順に従って競技しなくてはならない。

競技者が自身の判断で事前に決められた試技順とは異なる順番で試技を行なった場合、第125条5と第145条2を適用しなければならない。警告を与える場合、その試技の結果は有効・無効にかかわらず記録される。

予選ラウンドがある場合、決勝ラウンドの試技順は新たに抽選で決める。

6. 走高跳と棒高跳を除き各競技者が各ラウンドで許されるのは1回の試技のみである。走高跳と棒高跳を除くフィールド競技で8人を超える競技者が競技を行う場合には、競技注意事項等で特に規定していなければ各競技者は3回の試技が許される。その中で上位の有効な成績を得た競技者8人には、さらに3回（競技注意事項等で規定している場合はその回数）の試技が許される。

前半の試技が終了した時の通過順位において、二人以上の競技者が同じ最高記録であった場合、第180条22を適用する。このようにしても同成績であったならば、同成績の競技者は後半の試技を行うことができる。

競技者が8人以下の場合には、競技注意事項等で特に規定していなければ、各競技者に6回の試技が許される。前半の3回のラウンドで有効試技が一つもない競技者も後半の試技が許されるが、その試技順は有効試技のある競技者の前とし、複数いる場合は当初のスタートリスト順とする。

- (a) 競技注意事項等で特に規定していなければ、後半の3回の試技順は、前半の3回までの試技で記録した成績の低い順とする。
- (b) 後半の試技で前半の試技順を変更するにあたって、いずれかの順位に同成績がいる場合、そうした競技者の試技順は当初のスタートリスト順とする。

[注意] i 高さの跳躍については第181条2を参照。

ii [国際] 第146条5の下で審判長が競技の継続を許可し一人または複数の競技者が「抗議中」として競技を継続する場合、後半3回のラウンドでは、「抗議中」の競技者は他の競技者より先に競技を行うものとする。そのような競技者が複数名存在する場合、競技の順番は当初のスタートリスト順とする。

iii 各加盟団体は試技回数（6回より多くてはならない）や、前半3回行った後の試技に出場できる競技者数を定めることができる。

iv 各加盟団体は4回目以降の試技順について、どのラウンドであっても、再度、変更することができる。

試技の記録

7. 走高跳と棒高跳以外の種目における有効な試技は計測値で表示する。

標準的な略語と記号は第132条4を参照のこと。

試技の完了

8. 審判員は、試技が完全に完了するまでは有効を示す白旗を挙げてはならない。審判員は間違った旗を挙げたと判断したら、判

定を再考する。試技完了は以下に基づいて決定される。

- (a) 高さの跳躍の場合、第182条2、第183条2、第183条4に記載されている失敗が無い確認後、有効が決定される。
- (b) 長さの跳躍の場合、第185条2に基づき審判員が、競技者が着地場所から離れたことを確認した際、有効が決定される。
- (c) 投てき競技の場合、第187条17に基づき競技者がサークルまたは助走路から離れたことを確認した後、有効が決定される。

予 選

9. 参加競技者が多過ぎ決勝が適正に実施できない時は予選を行う。予選ラウンドがある時は全競技者が競技をし、その中から決勝進出者が選ばなければならない。予選ラウンドを行うに際しては、各加盟団体は一つあるいは複数の種目で、その競技会の中で、あるいはそれに先立つ別の競技会で、参加資格を与える競技者の一部または全部を決めることや、その競技会のどのラウンドから出場することができるかを定める権限を持つ。どの競技者に参加資格を与え、どのラウンドから出場できるかという手順や考え方（特定の期間に達成された参加標準記録、指定競技会での順位やランキング等）については、各競技会の大会要項や競技注意事項等に記載する。

予選や他の追加的予備予選の記録は決勝記録の一部とはみなさない。

〔国内〕 国内競技会では、参加者が24人を超える時は予選を行う。

10. 予選は通常では競技者を2あるいはさらに多くのグループに無作為に分けて実施するが、できるならば同じ加盟団体やチームの代表は異なった組にする。複数のグループが同時に同条件で競技できる施設がない時は前のグループの競技が終了した後、ただちにつぎのグループが練習試技を開始すべきである。

〔国内〕 跳躍競技および砲丸投では予選に限り並列または離れた2つの場所で行ってもよい。ただし、これらの場所の条件をできるだけ同一にする。

11. 〔国際〕 競技会が3日を超えて行われる時、高さを競う種目は、予選と決勝の間に1日の休息日をおくことが望ましい。

12. 〔国際〕 予選の通過標準記録および決勝の競技者数など予選の

条件は、技術代表が決定する。技術代表をおかない場合は、主催者が諸条件を定める。第1条1(a)(b)(c)(f)に該当する競技会では、特別な規定がない限り決勝は少なくとも12人とする。

〔国内〕 予選の諸条件は主催者が決める。決勝は少なくとも12人とすべきである。

13. 走高跳と棒高跳を除く種目の予選は、各競技者は3回までの試技が許される。一度予選通過標準記録に達した競技者は、予選でその後の試技は許されない。
14. 走高跳と棒高跳の予選では、3回続けて失敗していない競技者は、もし決勝進出者数が第180条12で規定された人数に達していなければ第181条2（試技のパスを含む）に従って、決められた予選通過標準記録の高さの最終試技が終わるまで試技を続ける。決勝進出が決定した競技者は、予選の試技を続けることはできない。
15. もし事前に決められた予選通過標準記録を突破した競技者がいなかったり、必要数に満たなかったりした時は、決勝進出者は予選成績により追加補充する。最後の通過順位に同記録の競技者が複数名いる場合は競技全体の結果から第180条22あるいは第181条8を適用して決める。その結果、同成績の場合は、同成績の競技者は決勝に進める。
16. 走高跳と棒高跳の予選で二つのグループが同時に行われる場合、各高さにバーを上げるタイミングは同時が望ましい。二つのグループは、おおよそ同じ強さのレベルに分けることが望ましい。

走高跳の予選グループの組み合わせでは、規則第180条10と規則第180条16の要件が両方とも遵守されていることが重要である。技術代表とITO/審判長は、走高跳と棒高跳の予選の進捗状況を綿密に追跡しなければならない。一方では競技者は規則第181条2の下で競技を終えなければ予選通過記録に到達するまで（規則第180条12で規定されている選手の数に達していない限り）跳躍し続けなくてはならず、他方、2つのグループでの競技者全体の順位付けは、規則第181条8に従って解決される。まだ競技が続くかどうかにかかわらず決勝に進出する人数が確定したな

ら、競技者がそれ以上不必要な競技を続けることのないよう、規則180条14の適用に注意を払う必要がある。

試技時間

17. 担当審判員は、競技者に試技を開始するための用意が完了していることを示さなくてはならず、試技時間はこの瞬間からカウントダウンが始まる。

棒高跳における時間は、競技者からの事前の申告に従ってバーが調整された時から開始する。さらに調整するための時間は認められない。

試技時間が超過しても競技者がすでに試技を開始していたら、その試技は認められる。

試技時間のカウントダウンが始まった後に競技者がその試技を行う意思がない場合、制限時間が過ぎるのを待って無効試技として扱う。

つぎの試技時間は、通常の場合超えてはならない。試技時間を越えたら第180条18を除き、無効試技として記録する。

単独種目

残っている競技者数	走高跳	棒高跳	その他
4人以上※	1分	1分	1分
2～3人	1分30秒	2分	1分
1人	3分	5分	—
連続試技※※	2分	3分	2分

※ 4人以上または各競技者の最初の競技

※※ 走高跳・棒高跳では、残っている競技者が二人以上で、同一の高さの時のみ適用する。

混成競技

残っている競技者数	走高跳	棒高跳	その他
4人以上※	1分	1分	1分
2人～3人	1分30秒	2分	1分
1人または連続試技※※	2分	3分	2分

※ 4人以上または各競技者の最初の競技

※※ 残っている競技者数に関係なく適用し、走高跳・棒高跳

では高さが変わった場合にも適用する。

- 〔注意〕 i 試技をするために許される残り時間（試技時間）を示す時計は競技者に見えるように設置されるべきである。これに加えて試技に許される時間（試技時間）が残り15秒になった時から審判員は黄旗を挙げ続けるか、その他の方法で適切に知らせる。
- ii 走高跳と棒高跳の場合、試技時間の変更は（同じ高さで先に試技をした競技者が競技を終え、人数が減っても）連続試技である場合を除き、バーが新しい高さに上げられるまで適用しない。ただし例外として連続試技となるときには定められた時間を適用する。他のフィールド競技では、連続試技である場合を除き、制限時間の変更はできない。
- iii 残りの競技者の数を数える際は第1位決定試技に残る可能性がある競技者も含めなければならない。
- iv 走高跳と棒高跳で優勝が決まり競技者が一人となり、世界記録かその他大会記録等に挑戦する場合には、定められた制限時間より1分延長しなければならない。

〔注釈〕 別の競技会の標準記録への挑戦は対象にならない。

〔国内〕 時計が設置できない時は残り15秒になった時から審判員は黄旗を挙げ続けるか、その他の方法で適切に知らせる。

審判員は、次に試技をおこなう競技者、加えてその後に試技する競技者に（順番であることを）通知または呼び出すシステムを常に使用するべきであるが、特に、競技者の制限時間が1分のときには、必須である。審判員はまた、競技者を呼び出し、制限時間用の時計をスタートする前に、競技エリアが次の試技のために完全に準備されていることを保証しなければならない。審判員と審判長は、特に時計をスタートさせる時間を決定するときや「タイムアウト」となり無効試技を宣告するとき、現在置かれた競技会環境を十分に理解していなければならない。

考慮すべき特別な状況は、走高跳とやり投で競技者が試技をはじめるにあたり（同じ競技エリアでトラック種目が同時におこなわれている場合）、助走路が使用可能な状態になっているかどうか、及び円盤投とハン

マー投で競技者が試技をはじめるとあたり歩いて囲いの奥にあるサークルに到達するまでの距離である。

誤解のないように解説すると、長さの跳躍では、最終ラウンドで、競技者が残り2～3人になったとしても制限時間は変更しない。1分の制限時間（タイムリミット）は、長さの跳躍で元々のスタートリストに競技者が2～3人しかいないときのみ適用される。（最初の試技を除く）

試技のやり直し

18. 競技者の責によらない理由により、試技の途中で競技者が妨害されたり、競技ができなかったり、あるいは正確に記録することができない場合、審判長は試技のやり直しや制限時間の一部または全部を修正させる権限を有する。

試技のやり直しは、個々の状況に応じて適当な時間をおいてから行うものとする。試技順の変更は認めるべきではないが、試技のやり直しが認められる前に競技が先に進行した場合、やり直しの試技はその時点で終了していない他の競技者の試技よりも前に行われるべきである。

競技者がやり直し試技を与えられることが適切な場合がいくつかある。例えば、手続き上または技術上の不備のために試技が測定されず、正しく再計測することが不可能な場合などである。こうしたことは、良いシステムとバックアップによって回避されるべきであるが、間違いが起こった時のために、技術を駆使して、備えをしておくべきである。試技やり直しでは、試技順序の変更は認められておらず（問題が直ちに発見されずに競技が進行してしまった場合を除き）、審判長は、それぞれの特定の事情の状況を考慮して、試技のやり直しまでどれだけの時間を取るべきかを決定しなければならない。

競技中の離脱

19. 審判員の許可を得ることなく、かつ審判員が伴わない限り、競技者は競技の進行中に競技場所を離れることはできない。これに違反すれば警告の対象となり、それが二度目の警告であったり、悪質な場合は失格となる。

競技場所・競技時刻の変更

20. 当該審判長（または技術代表）は、その競技場所の状態から見て、競技場所あるいは競技時刻を変更した方が適切と考えた時は競技場所あるいは競技時刻を変更することができる。しかし、その変更は1つのラウンド（ある高さや試技回数）が終わった後にすべきである。

〔注意〕 風の強さや方向の変化は絶対的な条件ではない。

「ラウンド」ではなく「試技のラウンド」というフレーズは、フィールド種目における「試技のラウンド」と「競技会のラウンド」（すなわち、クオリフィケーションラウンド（予選）と決勝）との明確な違いが理解できるよう配慮されている。

もし、状況が試技のラウンドが終了することを不可能にしている場合、技術代表（審判長を介して）または審判長は、通常、その試技のラウンドですでに終わっている試技を無効とし（常に中断の時点までの状況と試技の結果による）、その試技のラウンドの最初から再開すべきである。規則第149条3も参照のこと。

競技成績

21. 各競技者はそれぞれが行ったすべての試技のうち最もよかった記録で評価されるものとし、走高跳と棒高跳の場合、同成績となった競技者が1位決定のために行った追加試技も含む。

同成績

22. 走高跳と棒高跳を除くフィールド競技では、最高記録が同じである競技者の2番目の記録で同成績かどうかを決める。それでも決められない時は3番目の記録で以下同様にして決める。もし競技者が本第180条22を適用しても同一成績であるなら同成績とする。

垂直跳躍種目を除き、どの順位においても同成績の場合は1位の場合も含めて同成績は、そのままとする。

〔注意〕 高さの跳躍については第181条8、第181条9を参照。

A 高さの跳躍

第181条 (TR 26) 総則 — 垂直跳躍

1. 競技会が始まる前に審判長または審判員主任は、競技者に最初の高さと、優勝が決まって一人だけになるまで、あるいは第1位決定のための競技者が決まるまでの、各ラウンド終了後に上げられるバーの高さを告知しなければならない。

[混成競技は、第200条8(d)を参照]

試技

2. 競技者は審判長または審判員主任から前もって告知されたどの高さから始めてもよく、以降の高さについてどの高さを跳んでもよい。3回続けて失敗すれば、その高さがどの高さであろうとつぎの試技を続けることはできない。ただし、同成績の第1位を決める場合を除く。

本条により、競技者はある高さで（1回目あるいは2回目の試技を失敗した後に）2回目あるいは3回目の試技をパスしても、つぎの高さを引き続き試技できる。

もし競技者がある高さの試技を行わない場合、第1位決定のジャンプオフの場合を除き、その高さでつぎの試技を行うことはできない。

走高跳と棒高跳において、他のすべての競技者が競技を終えていて、ある競技者がその場に不在の場合、与えられた試技時間が経過した後、審判長は、その競技者は競技を放棄したと見なすものとする。

3. ほかの競技者が権利を失った後でも、競技者は自分が権利を失うまで、さらに試技を続けることができる。
4. 競技者が最後の一人になり、優勝が決まるまでは、
 - (a) バーは走高跳で2cm、棒高跳で5cmより少ない上げ方をしてはならない。
 - (b) またバーの上げ幅を増してはならない。

残っている競技者が二人以上でも世界記録もしくは大会記録等を超える高さにバーを上げることに全員が同意したなら第181条

4(a)(b)を適用しなくてもよい。

優勝が決まり最後の一人になったら、バーを上げる高さまたはバーの上げ幅は当該審判員または審判長と相談の上、その競技者が決定する。

〔注意〕 混成競技には適用しない。

〔国内〕 残っている競技者が二人以上でも、全員の同意があれば第181条4(a)(b)を適用しないで、日本記録もしくは大会記録等を超える高さにバーを上げることができる。

計測

5. 高さを競う全ての競技では計測は1cm刻みで、地面から垂直にバーの上部の一番低いところで計測する。
6. バーを新しい高さに上げた時には、競技者が試技を開始する前にその高さを計測する。バーを交換した時は、再計測しなければならない。記録（世界記録、日本記録（屋外・室内／シニア・ジュニア））への挑戦の際、計測後の試技でバーに触れた時は、複数の審判員はつぎに行われる試技の前にその高さを再確認しなければならない。

バー

7. バーはファイバークラスあるいは金属を除く他の適当な材質で作られたもので、その断面は両端を除き円形とする。全ての競技者が見分けることができるように着色されていなければならない。バーの長さは走高跳で4m（±20mm）、棒高跳は4m500（±20mm）とする。バーの最高重量は走高跳で2kg、棒高跳は2.25kgとする。バーの円形部分の直径は30mm（±1mm）とする。

バーは三つの部分からなる。円形の棒とバー止に載せるための幅30mm～35mm、長さ150mm～200mmの2個の両端である。

これらの両端の部分は支柱のバー止の上に置く部分がはっきりと平坦なかまぼこ形あるいは半円形でなければならない。この平坦な部分は、バーの垂直断面の中心より高い位置にあってはならない。両端の部分は硬く滑らかでなければならない。そしてこれらはバーとバー止の摩擦を増す効果のあるゴムや他の材質で作られていたり覆われていたりしてはならない。

バーはゆがんでいてはならず、バー止にのせた時、走高跳で最

大20mm、棒高跳で最大30mmのたわみまで許される。

弾力性の調整：バー止めに載せた時、バーの中央に3kgの錘を吊す。その時、最大、走高跳で70mm、棒高跳で110mmたわんでもよい。

順位

8. もし二人以上の競技者が最後に越えたのが同じ高さだったとき、順位の決定は以下の手続きで行う。

(a) 最後に越えた高さで、試技数のもっとも少なかった競技者を勝者とする。

(b) 第181条8(a)の方法でなお同じ条件の場合は、その試技全体、即ち最後に越えた高さを含むそれまでのすべての試技のうち無効試技数がもっとも少なかった競技者を勝者とする。

(c) 第181条8(b)の方法でなお同じ条件の場合は、第1位に関する場合を除き、同成績の競技者は同順位とする。

(d) 第1位に関して、これらの競技者間のジャンプオフは、事前に公表された競技会で適用される競技注意事項等の中で、あるいは競技会開幕後、しかしその種目開始前に技術代表、技術代表が指名されていない場合は審判長によって、実施しないとの取り決めがない場合は第181条9に従って行われる。

当該競技者がもうこれ以上跳躍しないと決めた場合を含みジャンプオフが実施されない場合、同成績により第1位となる。

[例参照]

[注意] (d)の規定は混成競技には適用しない。

ジャンプオフを終了するには、いくつかの方法がある。

(a) 規定であらかじめ明記していること。

(b) 技術代表(または技術代表がいなければ審判長)による、競技の最中の決定。

(c) これ以上跳ばないという競技者たちによる決定。

技術代表または審判長によるジャンプオフを実施しないことの決定は、競技の開始前に行わなければならないが、ジャンプオフの開始または計測が、競技場所の条件により不可能または望ましくない場合など、これが不可能な場合もある。審判長は、この状況に対処するために規則第125

条 (CT18) または第180条 (CT25) の下で自身の権限を使用することができる。強調されるべきは、ジャンプオフの開始前でも開始後のどのタイミングであっても、それ以降のジャンプオフをしないという決断を、競技者がすることができるということである。

ジャンプオフ (第1位決定戦)

- 9.(a) 当該競技者は決着がつくまで、あるいはすべての当該競技者がこれ以上跳躍しないと決めるまで、すべての高さで跳躍しなければならない。
- (b) 各競技者の各高さでの跳躍は1回とする。
- (c) ジャンプオフは当該競技者が最後に越えた高さの第181条1によって上げた次の高さから始める。
- (d) もし決着がつかない場合、すなわち二人以上の競技者が成功した場合はバーを上げ、全員が失敗した場合はバーを下げ、その上げ下げの幅は走高跳で2cm、棒高跳で5cmとする。
- (e) もし跳躍しない競技者がいた場合は自動的により高い順位になる権利は剥奪される。その結果一人の競技者だけが残った場合は、たとえその高さを試みなくとも、その競技者が勝者となる。

例 (走高跳)

競技者	試 技							無効 試技※	追加試技			順位
	1m75	1m80	1m84	1m88	1m91	1m94	1m97		1m91	1m89	1m91	
A	○	×○	○	×○	×-	××		2	×	○	×	2
B	-	×○	-	×○	-	-	×××	2	×	○	○	1
C	-	○	×○	×○	-	×××		2	×	×		3
D	-	○	×○	×○	×r			2				4
E	-	×○	×○	×○	×××			3				5

○は成功 ×は失敗 —はパス

※同記録で順位判定の対象となる競技者についてのみ記入。

競技者Dの1.91mにおける2回目のr印は試技放棄を表す。

競技会の前に審判員主任から告知された高さ：

1 m 75; 1 m 80; 1 m 84; 1 m 88; 1 m 91; 1 m 94; 1 m 97; 1 m 99…

A, B, C, D, Eはいずれも1m88を2回目に成功した。

第181条8および第181条9の適用方法；審判員は同記録を生じた高さを含む無効試技数を数える。EはA, B, C, Dよりも無効試技数が多いので第5位となる。A, B, C, Dはなお第1位の同成績であるがDは既に試技放棄をしているので第4位となり、A, B, C全員が同記録となった次の高さの1m91でさらに追加試技を行う。

全員が失敗したので、バーを1m89に下げて追加試技を行う。Cだけがこの高さを失敗したので、Cの第3位が決まり、AとBは1m91の高さでさらに追加試技を行う。Bだけが成功したので勝者が決定しAは第2位となる。

ひとりの競技者が一方的にジャンプオフから撤退を決定した場合、他の競技者（1人だけが残っている場合）は、規則第181条9(e)に従って勝者と宣言される。このとき、その競技者はが該当する高さに挑戦する必要はない。2人以上の競技者がジャンプオフに残っている場合、残った競技者によってジャンプオフは続くが、撤退した競技者は、ジャンプオフ開始前の順位で確定となり、1位をはじめ、より上位の順位を得る権利を失う。

外 力

10. 跳び越える時、競技者には関係のない力（例えば突風）によってバーがバー止からはずれた場合は、
- (a) 競技者がバーに触れないで跳び越えた後であれば、その試技は成功とする。
 - (b) その他の状況では、新試技が許される。

第182条 (TR 27) 走 高 跳

競技会

1. 競技者は片足で踏み切らなければならない。
2. つぎの場合は無効試技とする。
 - (a) 跳躍した後、バーが競技者の跳躍中の動作によってバー止にとどまらなかった時。
 - (b) バーを越える前に、バーの助走路側の垂直面より着地場所側

の、またはその垂直面を支柱から左右に延長した着地場所側の、地面あるいは着地場所に身体のかなる部分でも触れた時。ただし、競技者が跳躍した時に足が着地場所に触れたが、審判員がなんら有利にならなかったと判断した場合には、無効試技と見なさない。

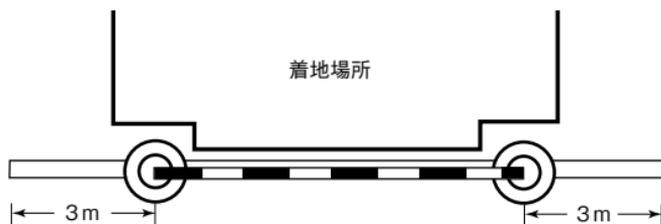
(c) 助走して跳躍せずにバーまたは支柱の垂直部分に接触した場合

〔注意〕 判定を補助するために、バーの助走路側の面ならびにその延長上で両支柱の外側3mまでの地面に、粘着テープなどで幅50mmの白線を引く。その白線を踏んだり踏み越えたりした時は無効試技とする。

助走路と踏切場所

3. 〔国際〕 助走路の幅は16m以上、距離15m以上とする。ただし、第1条 1(a), (b), (c), (e), (f)における競技会では25mとする。

〔国内〕 助走路の幅、距離は、第1種・第2種公認競技場の基本仕様および長距離競走路ならびに競歩規程、陸上競技場公認に関する細則による。



留意点：地面に引く白線の助走路側の端をバーの助走路側の面に合わせ、白線は支柱間にも引く。

4. 〔国際〕 支柱間の中間点を中心とし、第182条3で明記されている必要最小限の半径を満たした半円部内での助走路と踏切地点の最後の15mの最大許容傾斜度は、下方に167分の1(0.6%)を超えてはならない。

着地場所は競技者の助走が登り勾配となるように設置すべきである。

〔注意〕 2018～2019年度の競技規則で定められた規格で作られた

ものは有効とする。

〔国内〕 最大許容傾斜度は、下方に250分の1（0.4%）を超えてはならない。

5. 〔国際〕 踏切場所は水平、あるいは、どの傾斜も第182条4およびWA陸上競技施設マニュアルの条件と一致していなければならない。

〔国内〕 踏切場所の条件は第1種・第2種公認陸上競技場の基本仕様および長距離競走路ならびに競歩路規程、陸上競技場公認に関する細則による。

用器具

6. 支柱は、堅固であればどんな形でもさしつかえない。そして、それにはバーをしっかりと固定できるバー止がなければならない。

支柱はバーの上端より少なくとも100mm高くなければならない。支柱の間隔は、4m～4m040とする。

7. 審判長が、踏切あるいは着地場所が適当でなくなったと判断しない限りは競技中に支柱を移動することはできない。

もし移動する時は、その高さの試技が完了してからでなければならない。

8. バー止は、平らで長方形とし、幅40mm、長さは60mmとする。

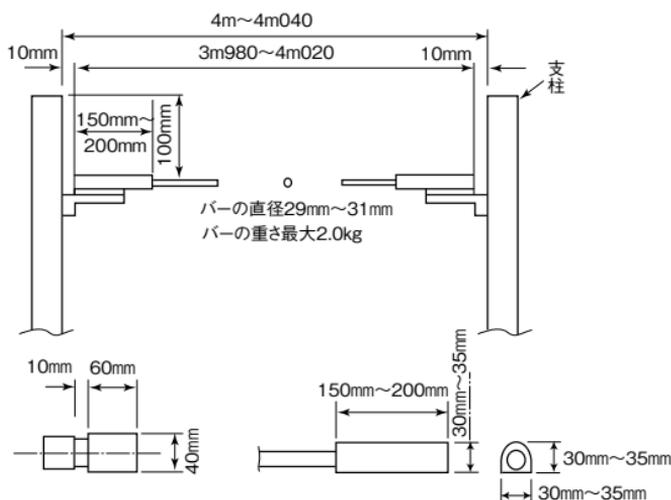
バー止は、支柱にしっかりと固定され、跳躍中は動いてはならず、反対側の支柱に向きあうように取りつける。バーの両端は競技者がバーに触れたら、前方にでもまた後方にでも容易に落ちるように、バー止の上に置かなければならない。バー止の表面は滑らかでなければならない。

バー止は、バーとバー止の表面が摩擦を増加する効果のあるゴムや他の材質で覆わないようにする。また、バネのようなものも一切使用しないようにする。

バー止めは、バーの両端の下辺と同じ高さとする。

9. 支柱とバーの両端との間は、少なくとも10mmあけなければならない。

走高跳用支柱、バーおよびバー止



着地場所

- 10.〔国内〕 着地場所は少なくとも幅5m×奥行き3m以上とする。
着地場所にマットを用いる場合、その大きさは小さくとも幅6m以上、奥行き3m以上とする。

〔参照〕 陸上競技場公認に関する細則第14条〕

- 〔注意〕 支柱と着地場所との間隔は、競技者の落下時、着地場所が動いて支柱に接触しバーが落ちるのを避けるため、少なくとも100mmはあけるようにする。

- 〔国際〕 第1条1(a)(b)(c)(e)(f)に該当する競技会の場合、着地場所は、幅6m×奥行き4m×高さ700mmを下回ってはならない。

他の競技会では、着地場所は、長さ5m×幅3m×高さ0.7m以上でなければならない。

競技役員チーム

走高跳の場合、以下のように競技役員を配置することが推奨される。

- (1) 審判員主任は、競技全体を監視し、計測結果を確認する。審判員主任は、2つの旗を用意しなければならない - 試技が有効であることを示す白旗と無効であることを示す赤旗。審判員主任は、特に2つの問題を管理しやすい場所に位置しなければならない。:

- (a) 競技者がタッチしたクロスバーがサポート上で震えることがよくある。審判員主任は、クロスバーの位置に応じて、バーの揺れを止める時期を決め、適切な旗を掲げなければならない。特に、規則第181条10にある特別な状況。
- (b) 競技者はクロスバー、クロスバーの手前の縁の垂直面より先の地面に触れてはならないので、競技者が跳躍せずに、着地場所の脇やバーの下に走り込んだとき競技者の足の位置を監視し続けることは重要である。
- (2) 審判員(1)と(2)は着地場所の両側にあり、クロスバーの交換を担当し、また上記規則を審判員主任が適用する際に支援する。
- (3) 審判員 - 記録表を記入し、各競技者（およびさらにその次の競技者）を呼び出すレコーダー。
- (4) スコアボード（試技回数 - 競技者のナンバー - 結果）を担当する審判員。
- (5) 試技の残り時間を競技者に示す時計を担当する審判員。
- (6) 競技者を担当する審判員。

注意(i)：これは競技役員の伝統的な配置である。データシステムと電子スコアボードが利用可能な大規模な競技会では、専門の人材が必ず必要である。このような場合には、フィールド種目の進捗状況と結果は、レコーダーとデータシステムの双方で記録される。

注意(ii)：競技役員および用具は、競技者を妨害したり、観客の視界を妨げたりしないように配置されなければならない。

注意(iii)：風の方向と強さを示すために、吹き流しのためのスペースを確保する必要がある。

第183条 (TR 28) 棒 高 跳

競技会

1. 競技者はバーの助走路側の端を、ボックス先端のストップボード内側上縁から着地場所に向かって800mmまでの間のどこに移動してもよい。競技者は競技が始まる前に当該審判員に自分が希望する最初の試技のバーの位置を申し出なければならない。申告されたバー位置は記録される。

もし、その位置を変更したい時は前の希望位置でバーがセットされる前に、当該審判員に申し出るべきである。これを怠った時は新しくセットする時間も制限時間に含まれる。

〔注意〕 ボックス先端のストップボード内側上縁と平行で助走路の中心線と直角に幅10mmの見分けられる色の線を引く（ゼロ・ライン）。同様の線（50mm以下）は、着地マットの表面にも引き、さらに支柱の外側まで延長しなくてはならない。助走をしてくる競技者により近いラインの端はストップボードの後側のラインと一致する。

2. つぎの場合は無効試技とする。

- (a) 跳躍した後、バーが競技者の跳躍中の動作によってバー止にとどまらなかった時。
- (b) バーを越える前に、身体のいかなる部分またはポールがストップボードの上部内側の垂直面を越えた地面あるいは着地場所に触れた時。
- (c) 踏切った後、下の方の手を上の方の手の上に移す、あるいは上の方の手をさらにポールの上に移した時。
- (d) 跳躍中の競技者が、自分の手でバーを安定させたり、置き直したりした時。

〔注意〕 i 競技者が助走路の幅を示す白線の外側のどこを走っても無効試技とはならない。
ii ポールが正確にボックスに突っ込まれた後、跳躍の最中ポールがマットに触れた場合は無効試技とはならない。

規則第183条2を適用し、解釈する際には、以下の点に注意する必要がある。

- (a) 競技者の跳躍中の行動によってバーが外れなくてはならない。したがって、競技者が正しくポールを取った後（規則第183条4を侵害しないように）、そのポールがクロスバーや支柱に当たってバーが外れた場合は、跳躍中の動作ではないので、審判員が白旗を上げた後であれば、無効試技とはみなさない。
- (b) 曲がったポールがゼロラインを越えて着陸エリアに接触する機会が多いため、注意(ii)の効力を考慮する。

- (c) 競技者の体やボールの湾曲部がゼロラインの垂直面を超えほどまでに、助走路をテイクオフしたものの、その後、バーをクリアせず助走路に戻ってしまう可能性がある。もし競技者が制限時間がまだ残っており、ゼロラインより先の地面を踏んでいないのであれば、試技を続けることができる。
- (d) 審判員は、規則第183条2(d)に基づいて禁止されている行為が行われていないかの確認に特別の注意を払わなければならない。関連する審判員が棒高跳全体に目を留めなければならないという意味だけでなく、競技者がバーをクリアしたときにそのような行為が偶発的に触れることだけでは生じることはないことを知るべきである。一般に(d)が適用されるためには、バーを安定させたり交換したりするために競技者がより何らかの直接行動を行なっている。
3. 競技者は、ボールの握りをよくするために手あるいはボールに物質を使うことができる。手袋の着用が認められる。

手袋を着用することや手袋に許可された物質を使用することは禁じられていないが、こうした使用により、不公平な助力となる可能性がある場合は、審判長によって監督されるべきである。

4. ボールが手を離れた後、もしボールがバーあるいは支柱から離れた方向に倒れるのでなければ競技者を含む誰もボールに触れてはならない。ボールに触れた場合、もしボールに触れなければボールがバーや支柱に当たりバーを落としたであろうと審判長が判断した時は、その試技は1回の無効試技となる。

これは競技役員の行動が無効試技の原因を作ってしまうという数少ない規則の1つである。したがって、支柱脇にいる審判員は、競技者が離れたボールがクロスバーおよび/または支柱から明らかに離れていない限り、触れたり握ったりしないよう十分注意する必要がある。

5. 試技中に競技者のボールが壊れた時は無効試技と見なさず新試技が許される。

助走路

6. 助走路の最短距離はゼロ・ラインから40mとし、事情が許せば45mとする。助走路の幅は最大1m220(±10mm)とし、両側に幅50mmの白線を引かなければならない。

〔注意〕 2004年1月1日以前に建造された競技場において助走路の幅は最大1m250でよい。但し、こうした助走路を全面改修する場合には、この規則に完全に適合させなければならない。

〔国内〕 助走路の幅は1m220とする。助走路の幅が1m250で公認継続している競技場は、助走路の全面改修および公認満了が2021年4月1日以降の検定から1m220の基準を適用する。

7. 〔国際〕 助走路の最大許容傾斜度は、WAが例外を認めるに足る特別な状況がある場合を除き、幅で100分の1(1%)にすべきであり、助走の方向で最後の40mの下方傾斜度は1,000分の1(0.1%)を超えてはならない。

〔国内〕 踏切場所の条件は第1種・第2種公認陸上競技場の基本仕様および長距離競走路ならびに競歩路規程、陸上競技場公認に関する細則による。

用器具

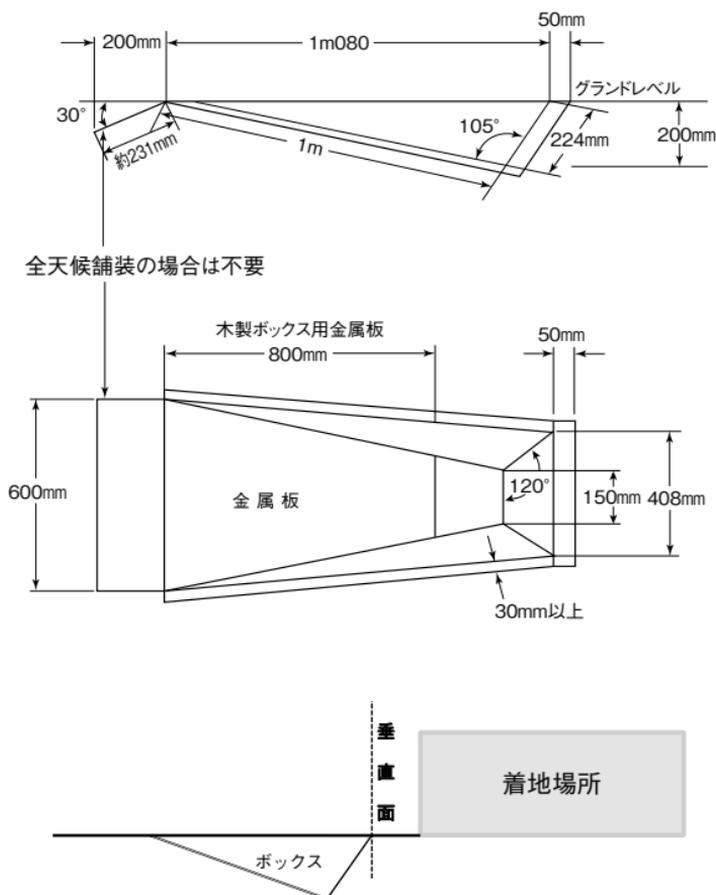
8. ボックス 一棒高跳の踏切は、ボックスを使って行われる。ボックスは上部の隅が丸められるか柔らかい適切な材質で作り、助走路と同じ高さに埋める。ボックスの底面の内側は長さ1m、前端的の幅は600mmとし、ストップボードの基部で150mmになるように徐々に幅が狭くなる。ボックスの助走路面上の長さとその深さは、ボックスの底面とストップボードのなす角度が105度となるように決める。(寸法と角度の誤差許容度:±10mm、-0°/+1°)

ボックスの底は、前端的の助走路と同じ高さから、底がストップボードと出あう頂点の部分(地面から200mmの深さになる)までなだらかに傾斜する。ボックスの側板は、ストップボードにもっとも近いところでほぼ120度をなすよう、外側に傾斜しなければならない。

〔注意〕 競技者は、自分が競技を行う際に、さらなる保護のためにボックスの周りにクッションを置くことができる。かかる用具の設置は、競技者の試技に割り当てられた時間内に行わな

ければならず、競技を終えた後、直ちに当該競技者が取り除くものとする。第1条1項(a)(b)(c)(e)(f)の国際競技会においては、主催者がこれを提供するものとする。

棒高跳用ボックス規格



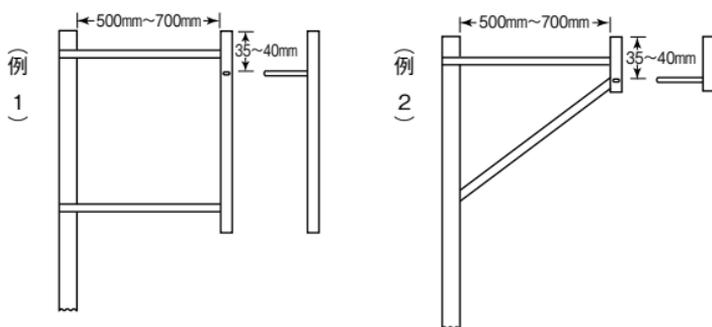
9. 支柱は、堅固であればどんな形でもさしつかえない。着地マットより高い部分における支柱の金属製の土台および支柱の下部は、競技者やボールの保護のために適切な材質のクッションで覆わなければならない。
10. バーは、競技者あるいはボールが触れたら着地場所の方向に容易に落ちるように、水平なバー止に置かなければならない。バー

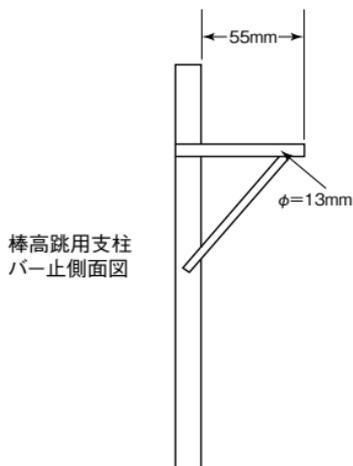
止には、いかなる種類のきざみ目も、またギザギザもついてはならず、全体が同じ太さでその直径は13mm以下とする。バー止の支持部からの長さは55mmを超えてはならないし、垂直に設置されたバー受け止めも、滑らかな材質でバーがその上に乗らないように組み立てられなければならないし、バー受けの上35mm～40mmまで許容される。

バー止の間隔は4m 280～4m 370とする。

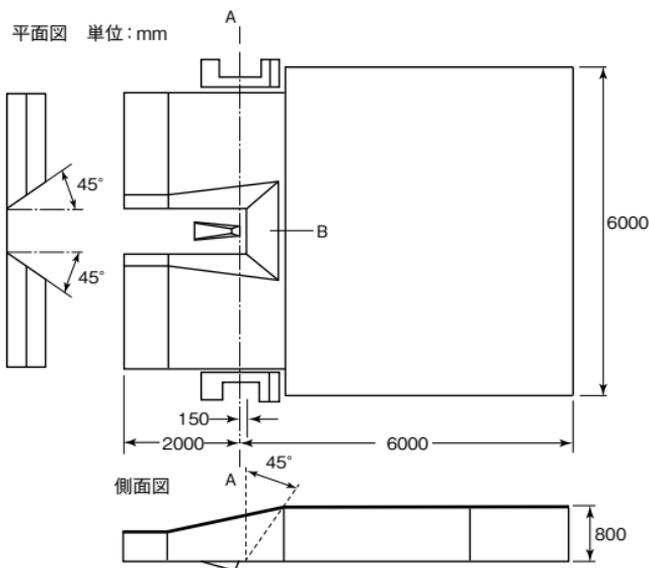
バー止は、バーとバー止の表面が摩擦を増加する効果のあるゴムや他の材質で覆わないようにする。また、バネのようなものも一切使用しないようにする。バー止めはバーの両端の中心を支えるものでなければならない。

〔注意〕 競技者が支柱の基部に落下して怪我をすることを防ぐために、バー止は支柱に恒久的に取りつけられた張出し部分につけてもよく、こうしてバーの長さを延長することなく支柱の間隔を拡げることができる。〔図参照〕





棒高跳用マット



棒高跳用ポール

11. 競技者は自分のポールを使用してよい。私物のポールは、その所有者の同意がない限り使うことはできない。

ポールの材質（材料の混合を含む）、長さ、太さは任意であるが、

表面は滑らかでなければならない。

ポールの握り部分(手を保護するため)にはテープと下部(ポールを保護するため)にはテープあるいは適切な物で覆ってもよい。握り部分のテープは必然的に重なり合う部分を除き均一でなければならない。ポールにリングを付けたように厚みが突然変わるような状態にしてはならない。

規則では、握り部分では通常のテープの巻き方しか認められていない。輪にしたリ、段差をつけるといった巻き方は許可されない。そのようなテーピングがどのくらい高く盛り上がっていたり窪んでいたりとといった制限はないが、テーピングは手を保護する目的であるべきである。しかし、ポールの下端には制限はなく、競技者に何らの利益も与えない限り、一般的にどのようなテーピングや保護も許可されている。

着地場所

12. [国内] 着地場所は(前面部分を除き)少なくとも幅5m×奥行き5m以上とする。ボックスに最も近い側の着地場所は、ボックスから100mm～150mm離し、約45度の傾斜をつける。[図参照]

[国際] 第1条1(a)(b)(c)(e)(f)に該当する競技会では、着地場所は、

正面の張り出し部分を除いて、幅6m、奥行6m、高さ0.8
mより小さくしてはならない。正面の張り出し部分の長さは、

最短2mとする。

他の競技会では、着陸場所、長さ5m(前部を除く)×幅5m×高さ0.8m以上でなければならない。

競技役員チーム

棒高跳の場合、以下のように競技役員を配置することが推奨される。

- (1) 審判員主任は、競技全体を監視し、計測結果を確認する。審判員主任は、2つの旗を用意しなければならない-試技が有効であることを示す白旗と無効であることを示す赤旗。審判員主任は、特に2つの問題を管理しやすい場所に位置しなければならない。:
- (a) 競技者がタッチしたクロスバーがサポート上で震えることがよくある。審判員主任は、クロスバーの位置に応じて、バーの揺れを止

める時期を決め、適切な旗を掲げなければならない。特に、規則第181条10と第183条4に含まれる特別な状況。

- (b) テイクオフ前、競技者はボックス後部の両脇にひかれた白線より先の地面に触れてはならないので、これを決定できるように自分自身を配置しなければならない。
- (2) 審判員(1)と(2)は、ボックスの後方の両脇にあり、クロスバーの交換を担当し、また上記規則を審判員主任が適用する際に支援する。この審判員は、競技者の望みに応じてレコーダーによって通知されたクロスバーの正しい配置への移動を担当する。
- (3) 審判員 - 選手が要求したアップライトポジションを記録し、記録表を記入し、クロスバーポジションをコールし、各競技者（およびさらにその次の競技者）を呼び出すレコーダー。
- (4) スコアボード（試技回数 - 競技者のナンバー - 結果）を担当する審判員。
- (5) 試技の残り時間を競技者に示す時計を担当する審判員。
- (6) 競技者を担当する審判員。

注意(i)：これは競技役員の伝統的な配置である。データシステムと電子スコアボードが利用可能な大規模な競技会では、専門の人材が必ず必要である。このような場合には、フィールド種目の進捗状況と結果は、レコーダーとデータシステムの双方で記録される。

注意(ii)：競技役員および用具は、競技者を妨害したり、観客の視界を妨げたりしないように配置されなければならない。

注意(iii)：風の方向と強さを示すために、吹き流しのためのスペースを確保する必要がある。

B 長さの跳躍

第184条 (TR 29) 総則 — 水平跳躍

助走路

1. 踏切線から計測した助走路の最短距離は40mとし、状況が許せば45mとする。助走路の幅は1m220(±10mm)とし、助走路の両側に幅50mmの白いラインを引かなければならない。

[注意] 2004年1月1日以前に建造された競技場において助走路の幅は最大1m250でよい。但し、こうした助走路を全面改修する場合には、この規則に完全に適合させなければならない。

[国内] 助走路の幅は1m220とする。助走路の幅が1m250で公認継続している競技場は、助走路の全面改修および公認満了が2021年4月1日以降の検定から1m220の基準を適用する。

2. [国際] 助走路の最大許容傾斜度は、WAが例外を認めるに足る特別な状況がある場合を除き、幅で100分の1(1%)にすべきであり、助走の方向で最後の40mの下方傾斜度は1,000分の1(0.1%)を超えてはならない。

踏切板

3. 踏切り地点を示すために助走路および砂場の表面と同じ高さに踏切板を埋める。踏切板の砂場に近い方の端を踏切線と呼ぶ。踏切線のすぐ先に、判定しやすいように粘土板を置かなければならない。

4. 構造 — 踏切板は競技者の靴のスパイクがグリップし滑らない木または他の強固な材質でつくられた直方体のもので長さ1m220(±10mm)、幅200mm(±2mm)で、厚さは100mm以内とする。踏切板は白色でなくてはならない。

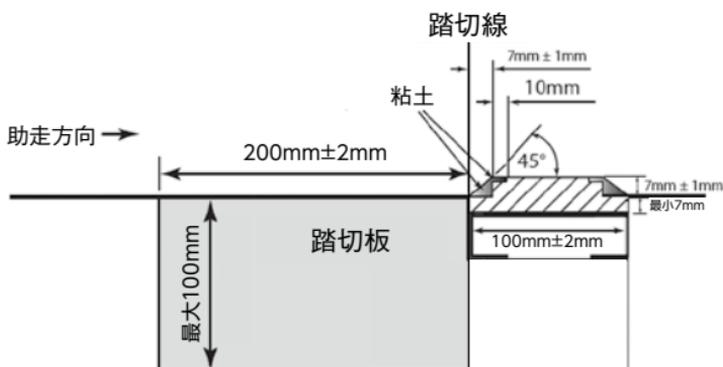
[国際] 踏切板の大きさは、長さ1.22m±0.01mとする。

5. 粘土板 — 粘土板は幅100mm(±2mm)、長さ1m220(±10mm)の木あるいは他の材質の強固な板でつくり、踏切板とは区別できる別の色でなければならない。可能な限り粘土も他の二つの色と区別できる色とする。粘土板は、砂場に近い踏切板の縁の窪みに埋める。その表面は、踏切板の水平面から7mm(±1mm)盛り上がり

ていなければならない。

粘土板は、その長さに沿って1mmの厚さの粘土層で覆い、助走路に近い縁で45度の傾斜をつけるか、あるいは粘土を埋めた時は45度の傾斜がつくように隅を削り取る（図参照）。

粘土板上部の踏切板に近い方の端約10mmもまた全長に渡って粘土で覆う。



窪みに粘土板が埋められた時は、全体が競技者の脚力を受け止めるのに十分固くなくてはならない。粘土板の表面は、競技者の靴のスパイクをしっかり捕らえ、滑らない材質でなければならない。

粘土の層は、競技者の足跡を除去するためにローラーあるいは適当な形のヘラで平らにならす。

〔注意〕 足跡をならす間に競技が遅れないようにするため、予備の粘土板があれば好都合である。

〔国際〕 粘土板の幅は0.10 m ± 0.002 m、長さ1.22 m ± 0.01 mとする。

【〔国際〕 2020.11.1 から、〔国内〕 2021.4.1 から適用】

- 踏切り地点を示すために助走路および砂場の表面と同じ高さ
に踏切板を埋める。踏切板の砂場に近い方の端を踏切線と呼ぶ。
踏切線のすぐ先に、判定しやすいように粘土板を置くことができ
る。

〔注意〕 助走路の踏切板部分にあらかじめ粘土板を設置するように
施工されている場合、粘土板を使用しないのであれば、その

窪みに粘土板が埋められた時は、全体が競技者の脚力を受け止めるのに十分固くなくてはならない。

粘土板の表面は、競技者の靴のスパイクをしっかり捕らえ、滑らない材質でなければならない。

粘土は、競技者の足跡を除去するためにローラーあるいは適当な形のヘラで平らにならす。

〔国際〕 粘土板の幅は0.10 m ± 0.002 m、長さ1.22 m ± 0.01 mとする。

〔国内〕 ビデオカメラや他の技術を用いた機器を使用しない場合は、粘土板を使用する。切り欠けタイプの粘土板を使用する際にも、助走路に近い縁が90度の角度となるように隅を削り取る。

着地場所

6. 砂場の幅は2 m 750～3 mとする。砂場は、できればその中央と助走路の中央の延長が一致するように位置させる。

〔注意〕 助走路の中心線が砂場の中央と一致しない場合には助走路の中心線の延長の両側を同じ幅とし、上記の規定の幅となるように状況に応じ砂場の片側または両側にテープを貼らなければならない。(図参照)

視覚障がい者が競技することが想定される新たな施設が計画されるなら、IPCの推奨するように、少なくとも1つのピットをWA規則よりも幅を広げて(WA規則の最大3.00mではなく3.50m)構築する必要がある。

7. 砂場は柔らかい湿った砂で満たされ、上部表面は踏切板と同じ高さにしなければならない。

距離計測

8. 長さを競う跳躍種目において、その距離は、cm未満の端数を切り捨てた0.01 m単位で記録しなければならない。

9. 跳躍の計測は有効試技終了後(または、第146条5に定める口頭による即時抗議が行われた後)、直ちに行わなければならない。跳躍距離は、身体のいかなる部分または着地時に身に付けていたすべてのものが着地場所に残した痕跡の踏切線に最も近い箇

所から踏切線またはその延長線上の地点までを計測する。計測は踏切線もしくはその延長線に対して直角に行う。

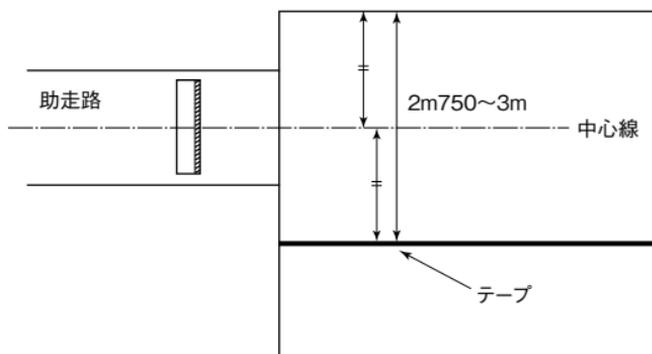
無効試技でない限り、どれだけ跳んだかの距離にかかわらず、すべての試技を測定しなくてはならない。順位を決めるため、また次のラウンドに進出できるかどうかなどの理由による。

規則第146条5が適用される場合を除き、通常では、無効試技は計測されない。

ビデオ距離計測が使用されている場合を除いて、有効な試技ごとにマーカー（通常は金属製）を、踏切線に最も近い着陸エリアに競技者が残した痕跡に垂直に刺す必要がある。メジャーテープの"ゼロ"はマーカーに合わせ、テープは水平に引き出し、地面に浮かせないように注意する。

風力測定

10. 風向風速計は、第163条8および第163条9に記載のものを使用し、第163条11および第184条12に従って操作し、第163条13に従って読みとる。



〔参照 記録の公認条件：第260条17(b)〕

11. 当該審判長は、風向風速計を踏切線から20mの地点に設置していることを確認する。風向風速計の測定面は、助走路から2m以上離してはならず、高さは1m220(±50mm)でなければならない。
12. 風速は競技者が踏切板から走幅跳で40m、三段跳で35m離れ、助走路の脇に置かれたマークを通過する時から5秒間計る。もし

競技者が40 mまたは35 mよりも短い距離の助走をする場合は、助走を開始した時から計る。

第185条 (TR 30) 走幅跳

競技会

1. つぎのような場合は無効試技とする。
 - (a) 競技者が踏切を行う際、跳躍しないで走り抜ける中で、あるいは跳躍の動きの中で、身体のどこかが踏切線の先の地面（粘土板を含む）に触れた時。
 - (b) 踏切線の延長線より先でも手前でも、踏切板の両端よりも外側から踏切った時。
 - (c) 助走あるいは跳躍動作中に宙返りのようなフォームを使った時。
 - (d) 踏切後、着地場所への最初の接触前に助走路あるいは助走路外の地面あるいは着地場所の外側の部分に触れた場合。
 - (e) 着地の際、砂に残った最も近い痕跡よりも踏切線に近い砂場の外の境界線または地面に触れた時（体のバランスを崩したことも含む）。
 - (f) 第185条2に定める以外の方法で着地場を離れた場合。

〔国際〕2020.11.1から、〔国内〕2021.4.1から適用】

- (a) 競技者が踏切を行う際、跳躍しないで走り抜ける中で、あるいは跳躍の動きの中で、足または靴のどこかが踏切線の垂直面より前に出た時。
2. 着地場所を離れる際、競技者の足が砂場との境界線上または砂場外の地面へ最初に触れる位置は、踏切線に最も近い痕跡よりも踏切線から遠くなくてはならない。〔参照 第185条1(f)〕
〔注意〕 この行為を着地場所からの離脱とみなす。
3. 以下の場合、競技者は試技無効とはならない。
 - (a) 助走の途中どこかの地点で助走路を示す白線の外側にはみ出した場合。
 - (b) 第185条1(b)に定める場合を除き、踏切板の手前で踏み切った場合。
 - (c) 第185条1(b)において、踏切線より手前で競技者の靴または

- 足の一部が踏切板のいずれかの端の外側の地面を踏んだ場合。
- (d) 着地の際に、身体の一部またはその時に身に着けていたものが着地場所の境界線またはその外側の地面に接触した場合。ただし、第185条1(d)または(e)に該当する場合は除く。
- (e) 第185条2に定めるとおりの方法で着地場所をいったん離れた後に着地場所を通して戻ってきた場合。

踏切線

4. 踏切線と砂場の遠い端との距離は、少なくとも10mとする。
5. 踏切線は、砂場の近い端から1m～3mに位置しなくてはならない。
- 〔国内〕 本連盟が主催、共催する競技会では、踏切線と砂場の距離は2mを標準とする。

競技役員チーム

走幅跳と三段跳の場合、以下のように競技役員を配置することが推奨される。

- (1) 審判員主任は、競技全体を監視する。
- (2) 踏み切りが正しく行われたかどうかを判断し、試技を計測する審判員。審判員主任は、2つの旗を用意しなければならない-試技が有効であることを示す白旗と無効であることを示す赤旗。跳躍が計測されたら、審判員は踏切板の前に立ち、砂場を平らにしている間は、赤旗を掲げる。必要であれば粘土板の交換もおこなう。赤旗の代わりに、もしくは赤旗にくわえて、助走路にコーンを置いてよい。(いくつかの競技会では、この役目は、審判員主任の任務であると想定されている)。
- (3) 着地場所において、踏切線に最も近い痕跡を確定する審判員。ピン/プリズムを刺し、テープが使用されている場合には、テープを0に保持することを決定する。ビデオ距離計測が使用されている場合、この目的のためには、通常は審判員は必要ない。光波が使用されているときは、2人の審判員が必要となり、一人はプリズムを刺し、ひとりは光波の数値を読む。
- (4) 審判員-記録表を記入し、各競技者(およびさらにその次の競技者)を呼び出すレコーダー。

- (5) スコアボード（試技回数 - 競技者のナンバー - 結果）を担当する審判員。
- (6) 踏切板から20メートルの地点に位置する風向風速計を担当する審判員。
- (7) 各試技後に1人またはそれ以上の、着地エリアを水平にすることを担当する審判員または補助員。
- (8) 粘土板の交換を担当する審判員または補助員。
- (9) 試技の残り時間を競技者に示す時計を担当する審判員。
- (10) 競技者を担当する審判員。

注意(i)：これは競技役員の伝統的な配置である。データシステムと電子スコアボードが利用可能な大規模な競技会では、専門の人材が必ず必要である。このような場合には、フィールド種目の進捗状況と結果は、レコーダーとデータシステムの双方で記録される。

注意(ii)：競技役員および用具は、競技者を妨害したり、観客の視界を妨げたりしないように配置されなければならない。

注意(iii)：風の方角と強さを示すために、吹き流しのためのスペースを確保する必要がある。

第186条 (TR 31) 三段跳

第184条と第185条および次に加える条項を三段跳に適用する。

競技会

1. 三段跳はホップ、ステップおよびジャンプの順で成立っている。
2. 競技者はホップで踏切った同じ足で最初に着地し、ステップでは反対の足で着地し、つづいてジャンプを行う。

跳躍中に“振り出し足”が地面に触れても、無効試技とはならない。

[注意] 第185条1(d)は、ホップとステップによる着地には適用せず、最後のジャンプ後にのみ適用する。

競技者が次のような場合は、それは無効試技ではないことに注意すること。

- (a) 白線または踏切線と着地場所の外側の地面とに接触する。または

- (b) 競技者がステップの段階で着地場所に着地した場合（すなわち、審判員が踏切板の距離を誤って設定した場合）、審判長は通常、競技者に代替試技を提供する。

しかし、一方で、跳躍後の着地が着地場所内になれば無効試技となる。

踏切線

3. 男子の踏切線は、砂場の遠い方の端から少なくとも21 m以上とする。

〔国内〕 女子はこの限りではない。

4. 〔国際〕 国際競技会では、踏切板を男女で分けて行うべきである。踏切線は砂場の近い方の端から男子13 m、女子11 mよりも短くしない。その他の競技会では、この距離間隔は競技会のレベルにあわせて行う。

〔国内〕 国内競技会では、踏切板は、砂場の近い方の端から男子13 m、女子10 mよりも短くしないことが望ましい。また、競技者のレベルに合わせて審判長が判断し、男女ともに砂場までの距離を短くすることができる。

5. ステップとジャンプを行う踏切板と砂場の間は踏切区域といい、その区域は少なくとも幅1 m 220（±10 mm）で、堅く均一の足場を備えていなければならない。

〔注意〕 2004年1月1日以前に建造された競技場について、踏切区域の幅は最大1 m 250でよい。但し、こうした助走路を全面改修する場合には、この規則に完全に適合させなければならない。

〔国内〕 助走路の幅は1 m 220とする。助走路の幅が1 m 250で公認継続している競技場は、助走路の全面改修および公認満了が2021年4月1日以降の検定から1 m 220の基準を適用する。

C 投てき競技

第187条 (TR 32) 総則—投てき種目

公式用具

1. 国内競技会で用いる用具は本連盟の検定品でなければならず、現在、本連盟の規定した規格に合ったものだけが使用できる。次ページの表に各年齢区分に用いる用具の規格を示す。

〔国際〕 国際競技会で使用する用具は、WAが定める現行の規格に合致したものでなければならない。

〔注意〕 現行の標準の用具認証および更新申請書は WA事務局あるいは WAのウェブサイトから入手できる。

2. 本連盟が主催、共催する競技会における用具は主催者が用意する。これらの競技会で競技者は他のいかなる用具も使うことはできない。

〔国内〕 本連盟が主催、共催する競技会において総務は該当する競技注意事項等により、競技者個人所有または製造会社提供の用具の使用を認めることができる。ただし、主催者が用意した投てき用具としてリストに記載されていない場合で、本連盟検定済みのもので競技前に主催者により検査を受け合格のマークが記したものでなければならない。このとき、すべての競技者が使用できることが条件となる。

技術総務が特に決めない限り、投てき種目に出場する競技者はどの種目であっても、2個まで個人所有の投てき物の使用（持込み）が認められる

〔国際〕 以下に述べる場合を除き用具は主催者が用意する。技術代表は該当する競技注意事項等に基づき、競技者個人所有または製造会社提供の用具の使用を認めることができる。ただし、それらが WA承認済みで競技前に主催者により検査を受け合格のマークが記してあり、すべての競技者が使用できることが条件となる。そのような用具と同モデルが、主催者が用意した投てき用具としてリストに記載されている場合は認められない。

技術代表が特に決めない限り、投てき種目に出場する競技者はどの種目であっても、2個まで個人所有の投てき物の使用（持込み）が認められる。

〔国際―注意〕 競技者個人所有の用具の使用を認める際には、以前にWA承認用具として認められているが、現在では製造されていないが現行規格に一致した古いモデルも含む。

主催者は、以前に比べ、提供する投てき物の種類を減らす傾向にある。（主に購入費用のため）。これにより、技術総務とその補佐役は、競技のために提出されたすべての個人持ち込み用具を厳密にチェックし、規則に準拠し、WA認証製品リストに載っていることを確認する。現在WA証明書を持っていないが、かつてWAの証明書を持っており、検査の結果、仕様の基準を満たしていれば競技会での使用が認められる。

3. 競技会中はどの用具に対しても変形させたり調整したりしてはならない。

助 力

4. 以下に掲げるものは助力と見なされ、認められない。

- (a) 2本またはそれ以上の指をテープで巻いたり貼り合わせるなど。テープを使用する場合は手や指についていなければならない。2本あるいはそれ以上の指にテープを巻いたり貼り合わせるなどより、それぞれの指が独立して動かさないような使用をしてはならない。手や指にテープを使用する場合、競技開始前に審判員主任に見せなければならない。
- (b) 試技を行う際に、身体に重りを装着する等、何らかのかたちで助けとなる用具を使用すること。
- (c) ハンマー投以外で手袋を着用すること。ハンマー投の場合も、手袋は表裏ともに滑らかなものでなければならない。手袋の指先は親指を除き、切れているものでなければならない。
- (d) サークル内または靴に何らかの物質を吹き付けたりまき散らしたりすること、または、サークルの表面をざらざらにすること。

〔注意〕 審判員が助力行為に気づいたら、この規則に従わない競技

者に対して、是正するよう指示しなければならない

競技者が従わなければ、その試技は無効としなければならない。規則違反に気づく前に試技が行われていた場合、審判長はどのような判定をするか決めなければならない。悪質と考えられる場合は第125条5、第145条2を適用することができる。

||

5. 以下に掲げるものは助力と見なされず、認められる。
 - (a) にぎりをよくするために手だけに適切な物質をつけること。
ハンマー投の競技者は手袋に、砲丸投の競技者は首にそのような物質をつけることが認められる。
 - (b) 砲丸投と円盤投で、競技者がチョーク等の物質を用具につけること。
ただし、手のひらや手袋、用具についた物質は、ぬれた布で簡単に拭きとれ、後に残らないものでなければならない。これに合致しないものを使用した場合は第187条4を適用することができる。
 - (c) 第187条4(a)の規定の違反にならない手や指のテーピング。

砲丸	男子		女子	
	一般	高校・U20	中学・U18	一般・高校・U20 U18
競技会で許可され記録が公認される最小重量	7.260kg	6.000kg	5.000kg	4.000kg 3.000kg
直径	110mm～130mm	105mm～125mm	100mm～120mm	95mm～110mm 85mm～110mm
				85mm～95mm

円盤	男子		女子	
	一般	高校・U20	U18	一般・高校・U20・U18
競技会で許可され記録が公認される最小重量	2.000kg	1.750kg	1.500kg	1.000kg
金属製の縁の外側の直径	219mm～221mm	210mm～212mm	200mm～202mm	180mm～182mm
金属製の平板の直径	50mm～57mm	50mm～57mm	50mm～57mm	50mm～57mm
中央金属の平板部の厚さ	44mm～46mm	41mm～43mm	38mm～40mm	37mm～39mm
金属製の縁の厚さ (縁から6mmの部分)	12mm～13mm	12mm～13mm	12mm～13mm	12mm～13mm

ハンマー	男子		女子
	一般	高校・U20	中学・U18
競技会で許可され記録が公認される最小重量	7.260kg	6.000kg	4.000kg
グリップ内側から測ったハンマーの長さ(最長)	1m215	1m215	1m195
頭部の直径	110mm～130mm	105mm～125mm	95mm～110mm
		100mm～120mm	85mm～100mm

やり	男子		女子
	一般・高校・U20	U18	一般・高校・U20
競技会で許可され記録が公認される最小重量(グリップの紐を含む)	800g	700g	600g
全長	2m600～2m700	2m300～2m400	2m200～2m300
金属製穂先の長さ	250mm～330mm	250mm～330mm	250mm～330mm
金属製穂先の先端から重心までの距離	900mm～1m060	860mm～1m000	800mm～920mm
重心から尾部までの距離	1m540～1m800	1m300～1m540	1m280～1m500
一番太い部分の柄の直径	25mm～30mm	23mm～28mm	20mm～24mm
グリップ部分の幅	150mm～160mm	150mm～160mm	140mm～150mm
末尾の直径	3.5mm以上	3.5mm以上	3.5mm以上
			3.5mm以上

投てきサークル

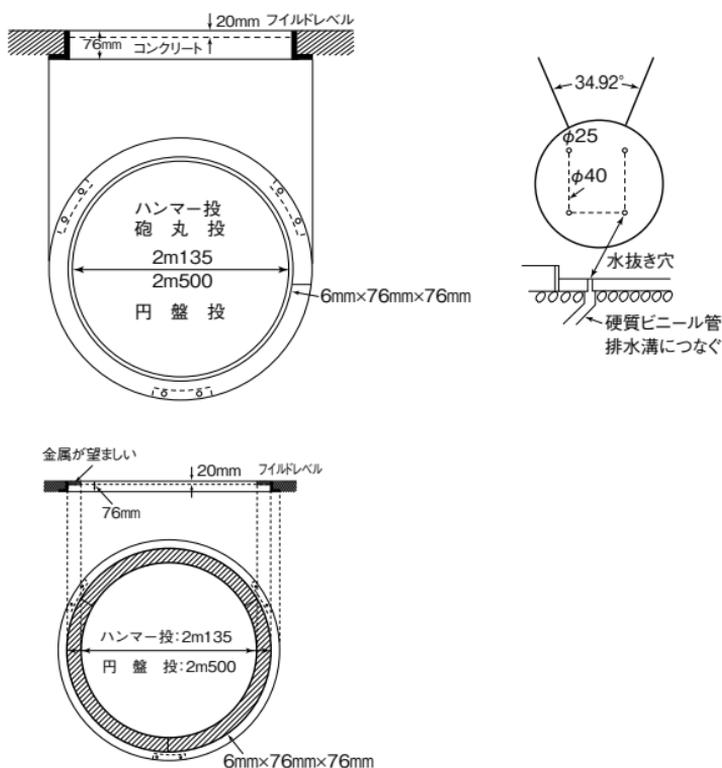
6. サークルの縁枠は、鉄、スチールあるいは他の適当な材質でつくり、その上部は外側の地面と同じ高さにする。サークルの縁枠の厚さは少なくとも6mmとし白色とする。サークル周囲の地盤は、コンクリート、合成材質 アスファルト、木材または他の適切な材質とする。

サークルの中はコンクリート、アスファルトまたは他の堅固で滑りにくい材質でつくる。この内部の表面は水平で、サークルの縁枠の上端より20mm(±6mm)低くする。

[国内] サークルの縁枠の上端より20mm(±3mm)低くする。

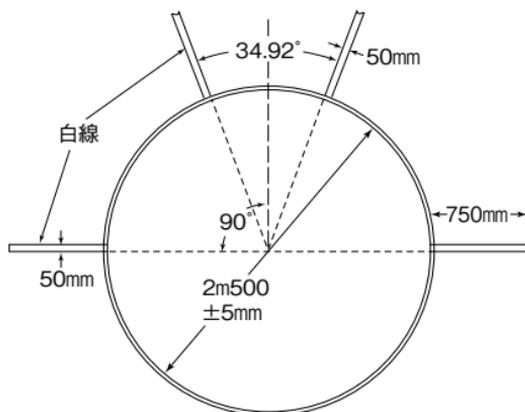
砲丸投では、この仕様に見合う移動式サークルを使用してもよい。

投てきサークル

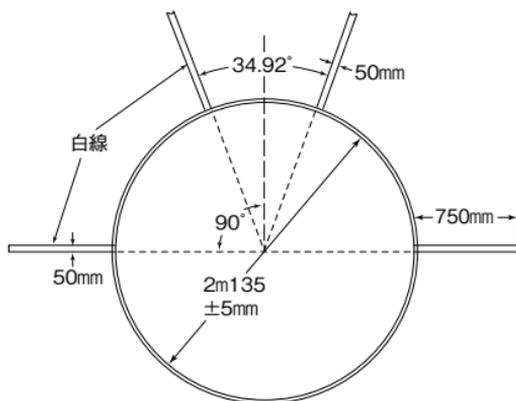


7. サークルの内側の直径は、砲丸投とハンマー投で2 m 135 (±5 mm)、円盤投で2 m 500 (±5 mm)とする。

円盤投サークル



ハンマー投サークル



ハンマーは円形のリングを置くことによってサークルの直径を2 m 500から2 m 135にせばめられれば円盤投のサークルから投げてもよい。

〔注意〕 円形のリングは第187条7によって求められている白線ははっきり見えるように白以外の色であることが望ましい。

8. 幅50 mmの白線を、サークルの両側に少なくとも750 mmの長さに引く。その線は塗装するか、あるいは木材またはその他の適当

な材質でつくる。白線の後縁は着地場所の中心線に対して直角でサークルの中心を通る直線上にあるようにしなければならない。

やり投の助走路

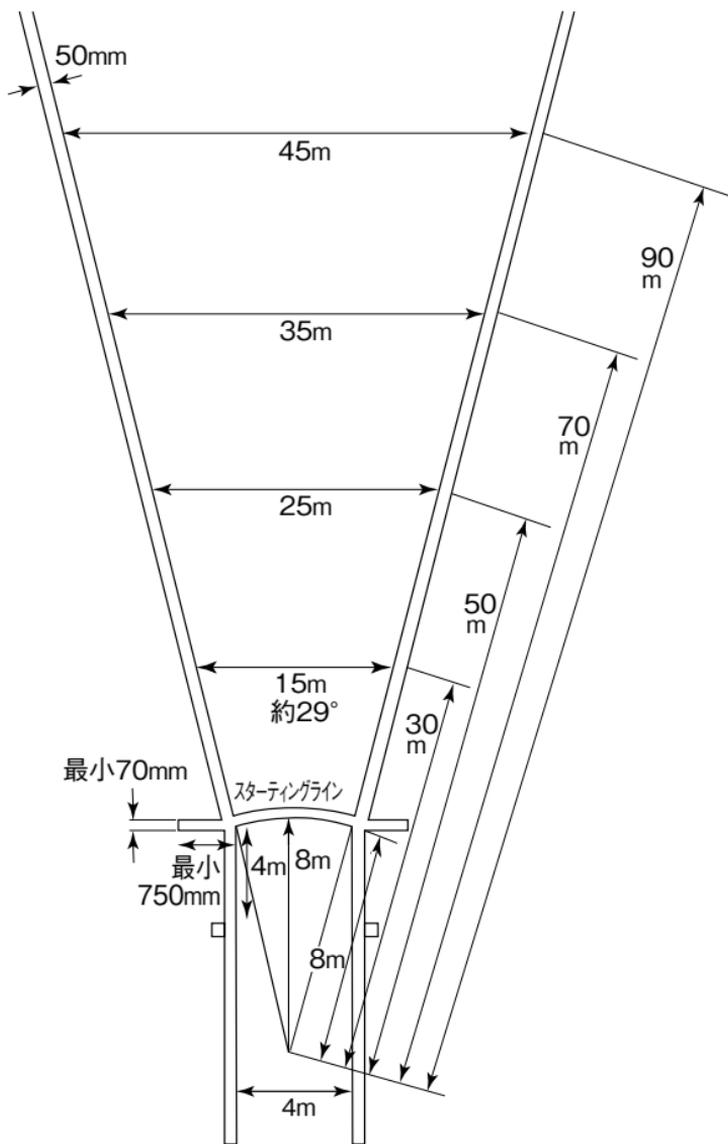
9. やり投の助走路の長さは最短30mとする。ただし、第1条1(a)(b)(c)(e)(f)に該当する競技会においては、最短33m500とする。条件が許せば36m500以上であることが望ましい。助走路は幅50mmのラインで、間隔4mの平行線で示される。投てきは半径8mのスターティング・ラインの後方から行う。このスターティング・ラインは少なくとも幅70mmで、じかに塗装した白線または白く塗られた木板あるいはプラスチックのような耐腐食性の適切な物質でグラウンドと同じ高さにつくる。スターティング・ラインの両端から助走路を示す2つの平行線に直角にそれぞれラインを引く。この二つのラインは、いずれも少なくとも幅70mm、長さ750mmとする。

〔国際〕 助走路の最大許容傾斜度は幅で100分の1とすべきで、助走路の20m地点から助走の方向への下方傾斜度は1,000分の1(0.1%)以下でなければならない。

〔国内〕 スターティング・ラインの材質は金属板でもよい。

着地場所

10. 着地場所は、痕跡が残るシンダーや芝生または他の適当な素材でつくらなければならない。
11. 着地場所の最大許容下方傾斜度は投げる方向で1,000分の1とする。
- 12.(a) やり投を除いて、着地場所の範囲は、サークルの中心で交わる34.92度の角度をなす幅50mmの白線の内側の縁で示す。
- 〔注意〕 34.92度の角度は、投てき角度を示すラインがサークルの中心から20mの地点において12m(20m×0.60)の間隔になるようにすると正確に設定できる。このように中心から1m離れるに従って600mmずつ増さねばならない。
- (b) やり投の着地場所の範囲は、幅50mmの白線で角度を示し、その白線の内側の縁を延長すると円弧と平行する助走路を示す白線が交差する二つのポイントを通過し、円弧の中心で交わるようになる。着地場所の範囲の角度は、28.96度とする。



落下域は、投てき物が最初に落下した場所を、審判員が明確に定めることができるよう、十分な柔らかい表面でなければならない。落下域の表面は、投てき物が後方に跳ね返らないようになっているべきである。さもないと、計測ポイントが消滅する危険性がある。

試 技

13. 砲丸投、円盤投、ハンマー投はサークルから、やり投は助走路から投てきを行う。サークルから行う試技では競技者はサークルの内側で静止の状態から投げ始めなければならない。競技者はサークルの縁枠の内側に触れてもよい。砲丸投では第188条2に示すとおり足留材の内側に触れてもよい。

競技者がどのように、またはどの方向からサークルに入るかについての制限はない。関連する要件は、競技者が試技を開始する前に、一旦、静止姿勢を取らなければならないということである。

14. 競技者が試技中に、つぎのことをした時は1回の無効試技とする。

- (a) 砲丸あるいはやりを第188条1および第193条1で定められた以外の方法で投げた時。
- (b) サークル内に入って投てきを始めた後、身体のどの部分でも、サークルの縁枠の上部（または上部内側角）あるいはサークルの外側の地面に触れた時。

〔注意〕 但し、サークルに入り最初の回転動作を行う際に、サークルの中心を見通してサークルの両側の外に引かれた脇の白線より完全に後方のサークルの外側の地面に足が触れても、推進力を得ることがなければ（外に出た足が地面に触れる程度であれば）、無効とはしない。

- (c) 砲丸投で身体のどの部分でも足留材の内側（上部の縁と判定した部分を除き）以外に触れた時。
- (d) やり投で身体のどの部分でも助走路を示したラインや助走路の外側の地面に触れた時。

〔注意〕 競技者の投げた円盤やハンマーの一部が囲いに当たっても他の規則に違反していなければ無効試技とは見なさない。

サークルの縁の上端、及び足留材の上端は、それぞれの上端の一部であると解釈されることが明らかにされている。これは、競技者が縁または足留材の上端に接触した場合には、無効試技とみなされることを意味する。

規則187.14(b)の注釈の追加は、砲丸投、円盤投またはハンマー投で選手が使用する回転技術に適用される。第1回目の回転中のサークル後半部に関して、縁部の上端または外側の地面への「偶発的な」接触は、その事実だけでは無効試技とはみなさないと解釈されるべきである。しかし、そのことの利用により、また推進力を得て、優位性の獲得につながるあらゆる技術（テクニック）は無効試技と定義されることは明らかである。

15. 各投てき競技の規則に反しない限り、競技者は一度始めた競技を中断してよい。その上で、投てき用具をサークルや助走路の中でも外でも一旦下に置いてよく、サークルや助走路から出てもよい。

〔注意〕 この項で許される動作は、第180条17の制限時間に含まれる。

このような状況では、競技者がどのように、またはどの方向から、サークルまたは助走路を離れることができるかについては制限がない。関連する要件は、他の規則が侵害されていないか、既に侵害されていないことである。

16. 砲丸・円盤・ハンマーの頭部・やりの頭部が最初に着地して残した痕跡が区画ラインや区画ラインの外側地面あるいは他の物体（第187条14〔注意〕による囲いを除いて）に触れた場合は、無効試技とする。

この規則の目的上、ハンマーのワイヤーまたは握りの位置は関係がないことに留意すべきである。例えば、ワイヤーが、角度線の白線上または外に落下することがあるが、ヘッドが正しく着地していれば問題はない。規則第187条20(a)に基づいて計測が行われるポイントを決定する場合も同様である。

17. 投げた用具が着地する前に競技者がサークルや助走路から出た場合や以下の場合、無効とする。

(a) サークルからの投てきでは、サークルを出る時は、縁枠の上

部またはサークルの外の地面に最初に触れるのは、サークルの中心を見通してサークルの両側に引かれている白線より完全に後方でなくてはならない。

〔注意〕 縁枠の上部もしくはサークル外の地面に最初に触れたとき、サークルからの離脱とみなす。

- (b) やり投の場合は、競技者が助走路を離れる時に助走路を示す平行線あるいは助走路外のグラウンドに最初に触れる場所は、スターティング・ラインおよび脇に引かれた白線の完全に後方でなければならない。やりが一度地面に触れた後に、競技者がスターティング・ラインの4m後方で助走路を横切って引かれたライン（塗装されているか、もしくは助走路脇のマークで示されたイメージ上のライン）に触れるかより後ろに下がった場合、助走路を離れたと見なされる。やりが落下した時に、助走路内にいてもそのラインより後方であれば助走路を正しく離れたとみなしてよい。

規則第187条17(b)の2番目と3番目の条文は、判定の過程をスピードアップすることが目的であり、競技者にさらなる無効試技を課するためのものではない。「4mマーク」の目的は、競技者が、このポイントの後ろに出た時点で、審判員が白旗を掲げて、距離の計測を開始できるようにすることだけである（つまり、このことにより、競技者は、助走路から正しく出たとみなさる）。唯一求められるのは、他に無効試技となる理由がなく、白旗が上がる前にやりが着地しているということである。競技者がやりの落下前に助走路内の4mマークより後方に下がったときには、落下すると同時に白旗を上げる。

18. 投てきが終わったら、用具はサークルや助走路のところへ運んで返さなければならない。投げ返してはならない。

距離の計測

19. 投てき競技において、その距離は、cm未満の端数を切り捨てた0.01m単位で記録しなければならない。
20. 投てきの計測は、有効試技終了後（または、第146条5に定める口頭による即時抗議が行われた後）、直ちに以下のとおり行う

ものとする。

- (a) 砲丸、円盤、ハンマーの頭部の落下による痕跡のサークルにもっとも近い地点から、サークルの中心をつなぐ線上のサークルの内側まで。
- (b) やり投では、やりの頭部が最初に落下した痕跡から、スターティング・ラインの中心をつなぐ線上のスターティング・ラインの内側まで。

無効試技でない限り、どれだけ跳んだかの距離にかかわらず、すべての試技を測定しなくてはならない。順位を決めるため、また次のラウンドに進出できるかどうかなどの理由による。

規則第146条5が適用される場合を除き、通常では、無効試技は計測されない。

ビデオ距離計測が使用されている場合を除いて、有効な試技ごとにマーカー（通常は金属製）を、踏切線に最も近い着陸エリアに競技者が残した痕跡に垂直に刺す必要がある。メジャーテープの"ゼロ"はマーカーに合わせ、テープは水平に引き出し、地面に浮かせないように注意する。

第188条 (TR 33) 砲丸投

競技会

1. 砲丸は肩から片手だけで投射する。競技者がサークルの中で投射を始めようと構えた時には、砲丸はあごまたは首につけるか、あるいは近接した状態に保持しなければならない。投射の動作中は、その手をこの状態より下におろしてはならない。また、砲丸を両肩を結ぶ線より後にもっていてもいけない。

〔注意〕 カート・ウィーリング(前方倒立回転)投法は許可されない。

足留材

2. 構造一足留材は白く塗装し木または他の適当な材質でつくったもので、形は内側の縁がサークルの内側の縁と合致するような円弧であり、サークルの表面に対して垂直となるようにする。扇形の区画線の中央に位置し、地面もしくはサークル周囲のコンクリートにしっかり固定できるようにつくらなければならない。

〔注意〕 WA1983/1984仕様の足留材は引き続き許可される。

3. 寸法 — 足留材は幅112mm～300mm、サークルと同じ半径の弧の弦の長さは1m210(±10mm)、サークルの内側の表面に隣接している足留材の高さを100mm(±8mm)とする。

砲丸

4. 構造 — 砲丸は、鉄、真ちゅう、真ちゅうより軟らかからかなくない金属球、または上記の金属の殻(から)に鉛その他の材質をつめたものとする。砲丸の形状は球形でその表面の仕上げは滑らかとする。滑らかであるためには表面の荒さは $1.6\mu\text{m}$ 、即ちラフネスナンバーN7未満でなければならない。

〔国内〕 中学女子用については、鑄鉄製のみとする。

5. 砲丸は別掲(319ページ)の仕様に一致しなければならない。

〔国内〕 中学男子四種競技砲丸投は、4kgの砲丸を使用する。

〔参照 第200条末尾 〔国内〕〕

競技役員チーム

砲丸投の場合、以下のように競技役員を配置することが推奨される。

- (1) 審判員主任は、競技全体を監視する。
- (2) 砲丸の投法が正しいかを確認し、試技を計測する2人の審判員。1人は、2つの旗を用意しなければならない-試技が有効であることを示す白旗と無効であることを示す赤旗。距離が計測されたら、審判員は、砲丸戻しと、落下域の準備ができるのを待つ間、サークルの中に立ち、赤旗を掲げる。赤旗の代わりに、サークルにコーンを置いてよい。(いくつかの競技会では、この役目は、審判員主任の任務であると想定されている)。

EDMを使用しない場合、もう一人の審判員は、メジャーテープを引っ張り、サークル中央に通す。

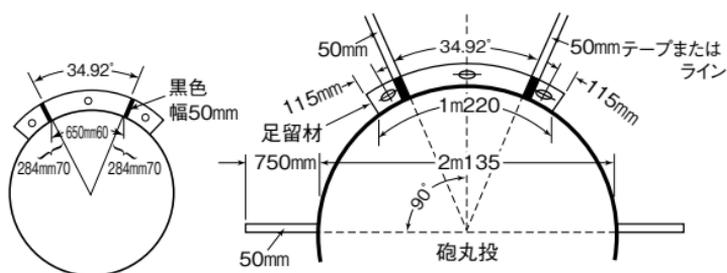
- (3) 落下域において、距離を計測のための痕跡を確認する審判員。
- (4) 落下域において距離計測のために痕跡にピンまたはプリズムを刺し、テープが使用されている場合には、テープを0に保持することを決定する。
- (5) 落下域から戻ってくる投てき器具を受け取り、置き場に戻す担当の審判員。
- (6) 審判員-記録表を記入し、各競技者(およびさらにその次の競技者)

を呼び出すレコーダー。

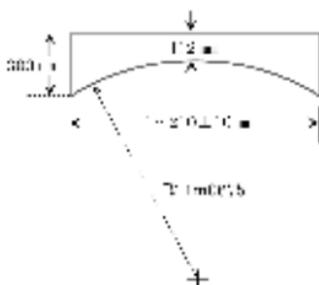
- (7) スコアボード（試技回数 - 競技者のナンバー - 結果）を担当する審判員。
- (8) 試技の残り時間を競技者に示す時計を担当する審判員。
- (9) 競技者を担当する審判員。
- (10) 投てき物置き場担当の審判員。

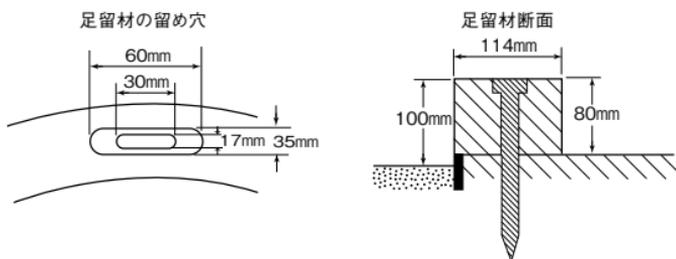
注意(i)：これは競技役員の伝統的な配置である。データシステムと電子スコアボードが利用可能な大規模な競技会では、専門の人材が必ず必要である。このような場合には、フィールド種目の進捗状況と結果は、レコーダーとデータシステムの双方で記録される。

注意(ii)：競技役員および用具は、競技者を妨害したり、観客の視界を妨げたりしないように配置されなければならない。



または下図のような仕様でもよい





第189条 (TR 34) 円盤投

円盤

1. 構造 — 円盤の胴体は、中身が充填されていても中空でもよく、木またはその他の適当な材質と金属の縁枠できており、縁枠の角は円くなっている。縁の断面は半径6mmの正しい円弧とする。

金属の板を両面の中心に水平にはめこんでもよい。別の仕様として、もしその部分が平面であり、用具の寸法や総重量が仕様と一致していれば金属板なしで円盤をつくってよい。縁の円弧の始まる場所から、円盤の中心より25mm～28.5mmの円周にいたる円盤の両面は直線で傾斜させる。

円盤の断面は、つぎのように設計されていなければならない。縁の曲線部の始めから円盤の厚みは、縁の最大厚のDの部分まで規則的に増加する。

厚みが最大になるのは、円盤の軸Yから25mm～28.5mmの距離のところである。この部分から円盤の軸Yのところまで厚さは一定である。円盤の上面、下面ともに同一でなければならない、また軸Yの周りの回転に関してバランスがとれなければならない。円盤の縁の表面はでこぼこがなく、仕上がりは全体が円滑（第188条4参照）でかつ均一でなければならない。

2. 円盤は別掲(319ページ)の仕様に一致しなければならない。

競技役員チーム

円盤投の場合、以下のように競技役員を配置することが推奨される。

- (1) 審判員主任は、競技全体を監視する。
- (2) 投てきが正しくなされたかを確認し、試技を計測する2人の審判員。
1人は、2つの旗を用意しなければならない-試技が有効であることを示す白旗と無効であることを示す赤旗。距離が計測されたら、審判員は、円盤戻しと、落下域の準備ができるのを待つ間、サークルの中に立ち、赤旗を掲げる。赤旗の代わりに、サークルにコーンを置いてよい。(いくつかの競技会では、この役目は、審判員主任の任務であると想定されている)。

EDMを使用しない場合、もう一人の審判員は、メジャーテープを引張り、サークル中央に通す。

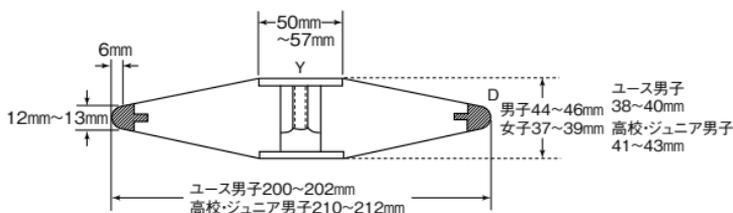
- (3) 落下域において、距離を計測のための痕跡を確認する審判員。もし円盤が角度線の外に落下した場合、この審判員もしくはプリズムを持っている審判員は、その事実を腕を外に向けるようなしぐさで伝える。有効試技の場合はこのような合図は不要である。
- (4) 落下域において距離計測のために痕跡にピンまたはプリズムを刺し、テープが使用されている場合には、テープを0に保持することを決定する。
- (5) 円盤を回収し、置き場に戻す、もしくは返送車に置く、1人以上の審判員もしくは補助員。
- (6) 審判員-記録表を記入し、各競技者(およびさらにその次の競技者)を呼び出すレコーダー。
- (7) スコアボード(試技回数-競技者のナンバー-結果)を担当する審判員。
- (8) 試技の残り時間を競技者に示す時計を担当する審判員。
- (9) 競技者を担当する審判員。
- (10) 投てき物置き場担当の審判員。

注意(i): これは競技役員の伝統的な配置である。データシステムと電子スコアボードが利用可能な大規模な競技会では、専門の人材が必ず必要である。このような場合には、フィールド種目の

進捗状況と結果は、レコーダーとデータシステムの双方で記録される。

注意 ii：競技役員および用具は、競技者を妨害したり、観客の視界を妨げたりしないように配置されなければならない。

注意 iii：風の方向と強さを示すために、吹き流しのためのスペースを確保する必要がある。



第190条 (TR 35) 円盤投用囲い

- 円盤投は観衆、役員、競技者の安全を確保するために囲いの中から投げる。本条で明記された囲いは、この種目が競技場の外で観客と一緒に実施される時に、あるいはこの種目が競技場の中で他の種目と同時に実施される時に使用することを目的としている。この条件が当てはまらない時、特に練習場においては、もっと簡単な構造でも構わない。本連盟もしくはWAから指導があった場合にはそれに従う。

[注意] i . 第192条で定めるハンマー投用の囲いは円盤投にも使用してもよい。その場合2 m 135と2 m 500の同心円のサークルか、ハンマー投用サークルの前方に円盤用サークルを別個に設置し、囲いの門口を拡張して使用してもよい。

- ハンマー投で使用する可動パネルは、危険区域を制限するために円盤投でも使用することができる。

[国内] 本連盟ではハンマー投の囲いを兼用型にしてある。

- 囲いは2 kgの円盤が秒速25 mの速度で動く力を防止できるように設計し、製作されなければならない。この仕様は円盤を制止するために囲いの鋼材に当たり競技者の方へはね返ったり、囲いの上部から外側に飛び出したりしないようにする。本条の必

要事項を満たせば、囲いの形状や構造はどのようにしてもよい。

3. 囲いの形状は図示してあるようにU字型とする。U字型の門口は6mとし、投てきサークルの中心から7m前方の位置とする。開口部の幅6mは囲いのネットの内側で計らなければならない。パネルあるいは掛け網のもっとも低い部分の高さは4m以上とし、囲いの両側ともに開口部から3mの地点では高さ6m以上とする（2020年1月より適用）。

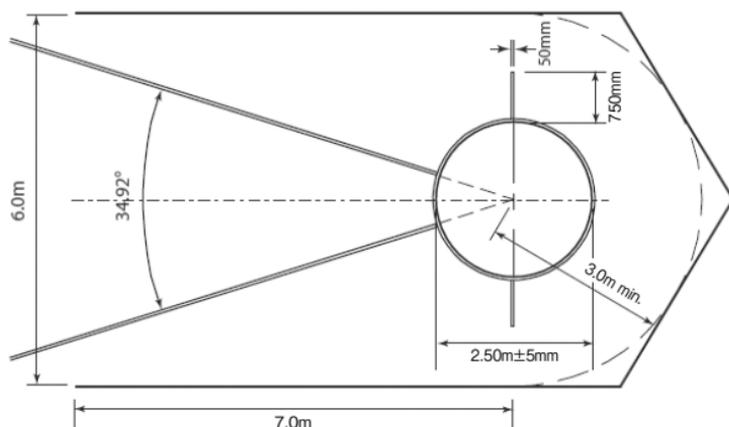
円盤が囲いの継手個所や、パネルあるいは掛け網の下部を突き抜けるのを防止するような囲いの形状や構造を工夫しなければならない。

〔注意〕 i サークル後部については、中心から最低3m離れてさえいれば、それがパネルであるか網目であるかは大きな問題ではない。

ii 従来の形状に比較して、同程度かそれ以上の防護機能を備え、危険区域が拡大していなければ、新式の形状がWAの承認を受けることができる。

iii 特にトラック側に面する側の囲いは、円盤投の競技中に、隣接したトラックで競技中の競技者をより確実に保護するために、長くしても、可動パネルを設置しても、高くしてもよい。

〔国内〕 U字型の門口は6mとし、投てきサークルの中心から5m前方の位置とする。



囲いの口のどの高さであっても、幅が同じにあるようにネットを固定しなくてはならない。これは、規則第192条4の注iiに従って設置されたパネルにも当てはまる。

4. 囲いの網目は適切な天然または合成繊維でつくられた紐、または柔軟で伸張力のある鋼製ワイヤーとする。網目の大きさは鋼製ワイヤーの場合は50mm、紐でつくられた場合は44mmとする。
〔注意〕 網目と安全検査手順の詳細はWA陸上競技施設マニュアルに定められている。
5. この囲いからの円盤の投てきで、同一競技会に右投げ、左投げの競技者が参加している場合、危険な範囲は最大69度である（サークルを中心に、半径1m500の円の外側から円盤が投げられたと仮定して計算）。競技場内の囲いの設置位置および取りつけ調整は、安全確保のため、十分な配慮が必要である。

第191条 (TR 36) ハンマー投

競技会

1. 試技開始の位置にある競技者は、予備のスウィングやターンに先だってサークル内または外の地面にハンマーの頭部をつけてもよい。
2. ハンマーの頭部が地面やサークルの縁枠の上に触れても、不正な投てきとはみなさない。競技者は、他の規則に反しない限り、一旦動作を中断して再び投げの動作に入ることができる。
3. ハンマーが投てき動作中あるいは空中で壊れた時は、本条に従って投げられたものであれば1回の無効試技には数えない。この時、競技者が身体の平衡を失って本規則に反する動作をしたとしても、無効試技には数えない。双方のケースで競技者は新試技が許される。

ハンマー

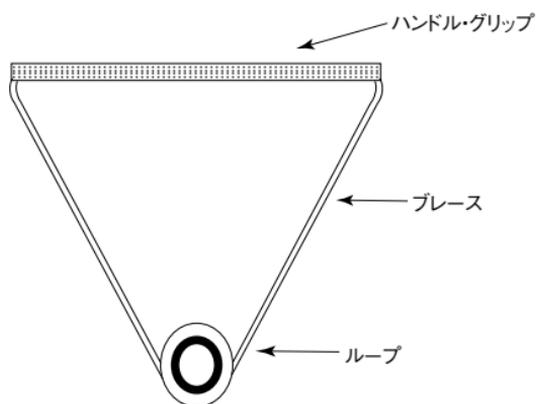
4. ハンマーは金属製頭部、接続線（ワイヤー）、ハンドルの3つの部分から構成される。
5. 頭部は、堅固な鉄または真ちゅうより軟らかくない他の金属もしくは、前記の金属の殻（から）に鉛その他の固い材質をつめた

ものとする。ハンマー頭部の重心は、球形の中心から6mm以内とする。すなわち、ハンドルとワイヤーを取り外した頭部が、水平に置かれた薄刃状の縁を持つ直径12mmの筒の上で安定できないなければならない(図参照)。充填物を使用する場合は、内部で動かないようにするとともに、重心に関する要件を満たさなければならない。

6. 接続線の直径は3mm以上で、継ぎ目または節のないばね鋼線であって、投てき中に感知し得るほど伸びてはならない。この鋼線は、それを取りつけるために一端あるいは両端をねじ曲げてよい。ワイヤーは旋回軸で頭部に取り付けるものとする。旋回軸は通常のベアリングでもボールベアリングでもかまわない。
7. ハンドルは、頑丈で、蝶つがいをつけてはならない。3.8kNの負荷を掛けた時、ハンドルの合計歪みは3mmを超えてはならない。ハンドルを接続線につける方法としては、つけた個所が接続線の環の中で移動してハンマーの全長が長くなることのないようにしなければならない。ハンドルはループでワイヤーに取り付けるものとする。旋回軸の使用は認められない。

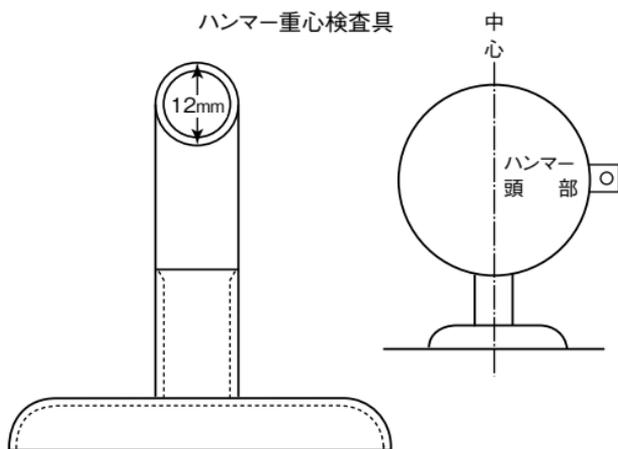
ハンドルは、左右対称のデザインでなければならず、わん曲していてもまっすぐでもよい。ハンドルの最小破壊強度は8kN(800 kg f)とする。

[注意] 規制に合致していれば、他の形状も許可される。



8. ハンマーは別掲(320ページ)の仕様に一致しなければならない。

〔注意〕 用具の重量はハンマーの頭部、ワイヤー、ハンドルの総重量である。



競技役員チーム

ハンマー投の場合、以下のように競技役員を配置することが推奨される。

- (1) 審判員主任は、競技全体を監視する。
- (2) 投てきが正しくなされたかを確認し、試技を計測する2人の審判員。1人は、2つの旗を用意しなければならない-試技が有効であることを示す白旗と無効であることを示す赤旗。距離が計測されたら、審判員は、ハンマー戻しと、落下域の準備ができるのを待つ間、サークルの中に立ち、赤旗を掲げる。赤旗の代わりに、サークルにコーンを置いてよい。(いくつかの競技会では、この役目は、審判員主任の任務であると想定されている)。

EDMを使用しない場合、もう一人の審判員は、メジャーテープを引っ張り、サークル中央に通す。

- (3) 落下域において、距離を計測のための痕跡を確認する審判員。もしハンマーが角度線の外に落下した場合、この審判員もしくはブリズムを持っている審判員は、その事実を腕を外に向けるようなしぐさで伝える。有効試技の場合はこのような合図は不要である。
- (4) 落下域において距離計測のために痕跡にピンを刺しのピン/ブリズムを刺し、テープが使用されている場合には、テープを0に保持

することを決定する。

- (5) ハンマーを回収し、置き場に戻す、もしくは返送車に置く、1人以上の審判員もしくは補助員。
- (6) 審判員 - 記録表を記入し、各競技者（およびさらにその次の競技者）を呼び出すレコーダー。
- (7) スコアボード（試技回数 - 競技者のナンバー - 結果）を担当する審判員。
- (8) 試技の残り時間を競技者に示す時計を担当する審判員。
- (9) 競技者を担当する審判員。
- (10) 投てき物置き場担当の審判員。

注意(i)：これは競技役員の伝統的な配置である。データシステムと電子スコアボードが利用可能な大規模な競技会では、専門の人材が必ず必要である。このような場合には、フィールド種目の進捗状況と結果は、レコーダーとデータシステムの双方で記録される。

注意(ii)：競技役員および用具は、競技者を妨害したり、観客の視界を妨げたりしないように配置されなければならない。

第192条 ハンマー投用囲い

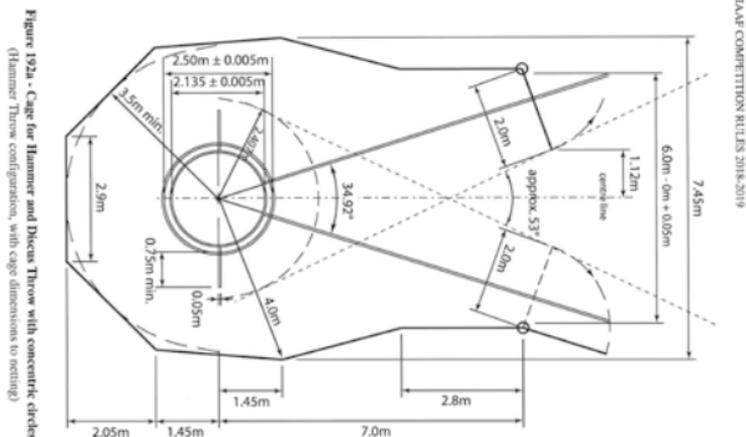
1. ハンマー投は観衆、役員、競技者の安全を確保するために囲いの中から投げる。本条で明記された囲いは、この種目が競技場の外で観客と一緒に実施される時に、あるいはこの種目が競技場の中で他の種目と同時に実施される時に使用することを目的とする。そうでない時、特に練習場では、もっと簡単な構造でもよい。本連盟もしくはWAから指導があった場合には Ⅱ それに従う。
2. 囲いは、重量7.260kgのハンマーが秒速32mの速度で動く力を防止できるように設計し、製作し保守管理されなければならない。この仕様は、ハンマーを制止するために囲いの鋼材に当たり競技者の方へはね返ったり、囲いの上部から外側に飛び出したりしないようにする。本条の必要事項を満たせば、囲いの形状や構造はどのようにしてもよい。
3. 囲いの形状は図示してあるようにU字型とする。門口は6mと

し、投てき用のサークルの中心から7m前方の位置とする。開口部の幅6mは囲いのネットの内側で計らなければならない。パネルあるいは掛け網のもっとも低い部分の高さは、囲いの後部のパネルか掛け網部分は7m以上、ピボット点につながる最前部の2m 800の部分は10m以上とする。

ハンマーが囲いの継手個所や、パネルあるいは掛け網の下部を突き抜けるのを防止するような囲いの形状や構造を工夫しなければならない。

〔注意〕 サークル後部については、中心から最低3m 500離れてさえいれば、それがパネルであるか網目であるかは大きな問題ではない。

〔国内〕 囲いの形状は図示したようにU字型とする。門口は6mとし、投てき用のサークルの中心から4m 200前方の位置とする。パネルあるいは掛け網のもっとも低い部分の高さは、囲いの後部のパネルか掛け網部分は7m以上、ピボット点につながる最前部の2mの部分は9m以上とする。



4. 2枚の幅2mの可動パネルを囲いの前方に取りつけ、試技の際にどちらか1枚を動かす。パネルの高さは10m以上とする。

〔国内〕 パネルの高さは9m以上とする。

〔注意〕 i 左側の可動パネルは右投げの競技者、右側のパネルは左投げの競技者のために使用される。右投げ、左投げ両

方の競技者が参加している競技会で、1方の可動パネルと他方を動かす必要がある場合、パネルを動かすには手間をかけないことが求められ、かつ最短時間で作業することが重要である。

- ii 両可動パネルの基本的位置は図に示されたとおりであるが、競技中常に一つのパネルは閉じている。
- iii 可動パネルを競技中に固定するような設計にしなければならない。地面に一時的または恒久的に可動パネルの固定位置の印をつけるとよい。
- iv これらのパネルの構造および操作は前後左右が移動でき垂直および水平の軸に取りつけ、取りはずしができるようにする。必要事項としては使用するパネルはハンマーが当たった際にはそれを制止でき、固定式、可動式パネルの間をハンマーが突き抜ける危険のないようにしておかなければならない。
- v 従来の形状に比較して、同程度の防護機能を備え、危険区域が拡大していなければ、新式の形状は WA から承認を受けることができる。

5. 囲いの網目は、適切な天然繊維または合成繊維でつくられた紐、または柔軟で伸張力のある鋼製ワイヤーとする。網目の大きさは鋼製ワイヤーの場合は 50 mm、紐でつくられた場合は 44 mm とする。
〔注意〕 網目と安全検査手順の詳細は WA 陸上競技施設マニュアルに定められている。

6. 同じ囲いを円盤投に利用する場合は、設置装置を二つに使い分けてよい。もっとも単純な方法としては、2 m 135 と 2 m 500 の同心円のサークルを使うことにすればよい。囲いの間口が完全に開くようパネルを固定して円盤投に使用できる。

同じ囲いの中でハンマー投と円盤投を別々のサークルを使う場合、二つのサークルは投てき方向に向かってそれぞれの中心を 2 m 370 離して前後に設置し、円盤投のサークルを前方に設置する。この場合は囲いの両側を延長するために可動パネルを円盤投に使用してもよい。

〔注意〕 後部のパネルあるいは網目の配置は、同心サークルあるいは

は別々のサークルの場合はハンマー投のサークルの中心から最低3m500離れていればよい。(2004年以前の競技規則で作られた別々のサークルならば、後方の円盤投のサークルから3m) [参照 第192条4]

〔国内〕 本連盟では円盤投の囲いと兼用型を導入しているので、移動(キャスト付)できるものを設備する。

7. この囲いからのハンマーの投てきで、同一競技会に右投げ、左投げの競技者が参加している場合、危険な範囲は最大53度である(サークルを中心に、半径2m407の円の外側からハンマーが投げられたと仮定して計算)。競技場内の囲いの設置位置および取り付け調整は、安全確保のため、十分な配慮が必要である。

第193条 (TR 38) や り 投

競技会

- 1.(a) やりは片手で握りのところを握らなければならない。やりは肩または投げる方の腕の上で投げなければならない、振りまわしたりして投げてはならない。上記以外の投げ方は認められない。
- (b) やり投は、やりの頭部が他のどの部分よりも先に地面に落下した場合のみ有効とする。
- (c) 投げる用意をしてからやりが空中に投げられるまでの間に、競技者はその背面がスターティング・ラインに向けるように完全に回転させることはできない。

以前の規則で使われていたやりの「先端」という表現は削除され、「頭部」という表記に一括して置き換えられている。これは、頭部の形状が製品により大きく異なることを認識し、「先端」と「頭部」とを別々に定義することが困難であるからである。これは、やりが正確に着地したかの規則180条16およびこの第193条1(b)、および計測規準点についての規則187条20(b)に関し、審判員が判断する際の範囲が広くなることを意味する。しかし、その原則は以前と同じままであり、投てきが有効であるためには、着地が有効となるためにある程度の角度が必要であり、フラットまたは「テール・ファースト(後部から)」の着地は依然として赤旗となる。

2. やりが投てき動作中あるいは空中で壊れた時は本条に従って投げられたものであれば1回の無効試技には数えない。この時競技者が身体の平衡を失って反則の動作をしたとしても無効試技とはせず、新試技が許される。

や り

3. やりは頭部、柄、グリップという三つの主要部分によって構成されるものとする。
4. 柄の部分は、中が詰まっても空洞でもよく、全体が固定され一体化されるような金属あるいは他の適した材質とする。柄の表面は、くぼみ、でこぼこ、みぞやうね、穴やざらざらがあってはならず、全体的に滑らかで（第188条4参照）均一な仕上がりでなければならない。
5. 柄は、先端に向け尖った金属の頭部とつながっていなければならない。先端部分はすべて金属でなければならない。頭部の表面が全体的に滑らかで（第188条4参照）均一であることを条件として、穂先の先端に別の合金で補強した先端を取り付けてもよい。先端の角度は40度を超えないものとする。
6. グリップの厚さは均一でなければならない。握りは重心のまわりを巻き、その直径は柄の直径より8mmを超えてはならない。握りはどのような種類であろうと一律に滑らない表面で、たれ下がり、きざみ目、くぼみのないようにする。
7. 切断面は、どこでも完全に円形でなければならない（注意 i 参照）。柄の最大直径は握りの直前でなければならない。握りの下の部分を含む柄の中央の部分は、筒状かやりの後方に向かって幾分細くなるようにするが、直径の減少は握りの直前、直後について0.25mmを超えてはならない。握りのところから、やりは先端と末端に向かってだんだん細くする。

握りのところから先端および末端に至る縦断面は、直線であるか、もしくは、わずかなふくらみがあってもよいが（注意 ii 参照）、穂先の直前の部分および握りの直前、直後の部分を除き、やりの長さの全体を通して直径に急な変化をつけてはいけない。やりの穂先の後ろの部分における直径の減少は2.5mm以下とし、この縦断面に求められる（直径の急な変化禁止の）要件に例外が認

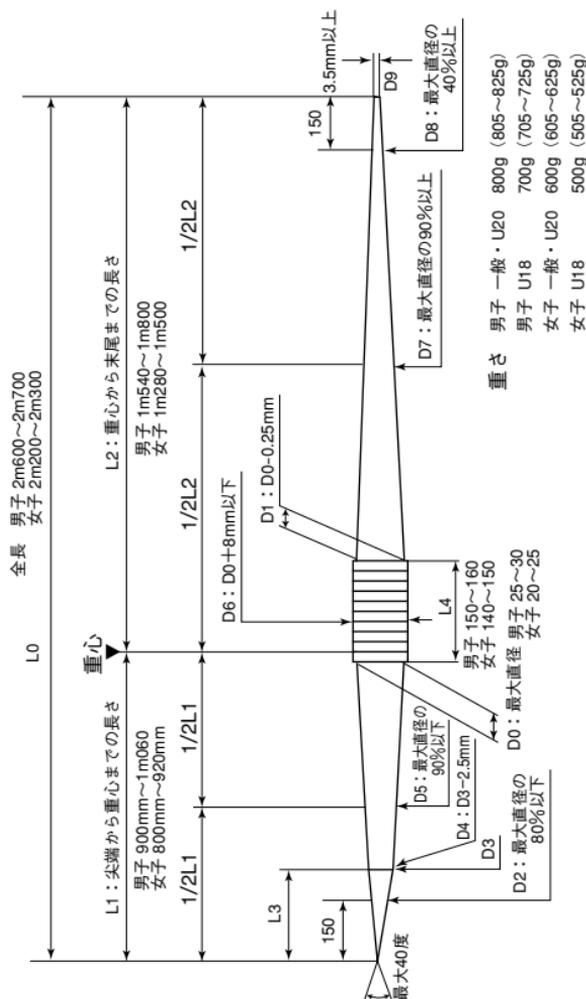
められるのは先端部から300mm以下の範囲である。

〔注意〕 i やりのどの部分でも切断面は円形であるべきであるが、どの切断面においても最大直径と最小直径の差が2%まで許容される。最大直径と最小直径の平均値は、指定されたどの切断面においても、表に示す仕様が満たされなければならないものとする。

ii やりの縦断面は、長さ500mm以上の金属製直定規と0.20mmと1.25mm厚のフィラー・ゲージを使うことで迅速かつ容易にチェックできる。わずかにふくらんでいる場合は直定規をふくらんでいない部分にしっかりと接触させようとする揺れ動くはずである。縦断面が直線となっている部分は、直定規をやりにしっかりと固定した際、やりと直定規の間に0.20mm厚のフィラー・ゲージが入る隙間があってはならない。

ただしこれは穂先と柄の接合部分については適用しない。この接合部分については1.25mm厚のフィラー・ゲージが入る隙間があってはならない。

8. やりは別掲(320ページ)の仕様に一致しなければならない。
9. やりに可動部分あるいは投てき中に重心や投てきに対する性能が変えられるような装置をつけてはならない。
10. 金属製穂先の角度は40度を超えてはならない。穂先の先端から150mmのポイントでの直径は柄の一番太いところの80%を超えてはならない。重心と金属製穂先の先端との中間点において、直径は柄の一番太いところの90%を超えてはならない。
11. 末端に向かって細めるのは、重心と末端の中間点では柄の最大直径の90%以上とする。やりの末端から150mmのところでは、柄の最大直径の40%以上とする。やりの柄の末端の直径は3.5mm以上とする。



長さ		直径		最大	最小
L 0	全長	D 0	グリップの直前の柄	—	—
L 1	先端から重心まで	D 1	グリップの直後の柄	D 0	D0-0.25mm
1/2 L 1	L1の中間部分	D 2	先端から150mm	0.8 D 0	—
L 2	末尾から重心まで	D 3	頭部の最後部	—	—
1/2 L 2	L2の中間部分	D 4	頭部の直後の柄	—	D 3-2.5mm
L 3	頭部	D 5	先端から重心までの中間部分	0.9 D 0	—
L 4	グリップ	D 6	グリップの表面	D 0 + 8mm	—
		D 7	末尾から重心までの中間部分	—	0.9 D 0
		D 8	末尾から150mm	—	0.4 D 0
重心	重心	D 9	末尾の部分	—	3.5mm

注意：直径の計測は0.1mm単位でなければならない

競技役員チーム

やり投の場合、以下のように競技役員を配置することが推奨される。

- (1) 審判員主任は、競技全体を監視する。
- (2) 投てきが正しくなされたかを確認し、試技を計測する2人の審判員。
1人は、2つの旗を用意しなければならない-試技が有効であることを示す白旗と無効であることを示す赤旗。距離が計測されたら、審判員は、やり戻しと、落下域の準備ができるのを待つ間、助走路に立ち、赤旗を掲げる。赤旗の代わりに、助走路にコーンを置いてもよい。(いくつかの競技会では、この役目は、審判員主任の任務であると想定されている)。

EDMを使用しない場合、もう一人の審判員は、メジャーテープを引っ張り、サークル中央に通す。

- (3) 落下域において、距離を計測のための痕跡を確認する審判員。もしやりが角度線の外に落下した場合、この審判員もしくはプリズムを持っている審判員は、その事実を腕を外に付けるようなしぐさで伝える。やりがヘッドから着地しなかったことを知るための特別な合図が必要。かつて旗を利用していたが、それ以外の方法を強く推奨する。有効試技の場合はこのような合図は不要である。
- (4) 落下域において距離計測のために痕跡にピンを刺しのピン/プリズムを刺し、テープが使用されている場合には、テープを0に保持することを決定する。
- (5) やりを回収し、置き場に戻す、もしくは返送車に置く、1人以上の審判員もしくは補助員。
- (6) 審判員 - 記録表を記入し、各競技者（およびさらにその次の競技者）を呼び出すレコーダー。
- (7) スコアボード（試技回数 - 競技者のナンバー - 結果）を担当する審判員。
- (8) 試技の残り時間を競技者に示す時計を担当する審判員。
- (9) 競技者を担当する審判員。
- (10) 投てき物置き場担当の審判員。

注意(i)：これは競技役員の伝統的な配置である。データシステムと電子スコアボードが利用可能な大規模な競技会では、専門の人材が必ず必要である。このような場合には、フィールド種目の

進捗状況と結果は、レコーダーとデータシステムの双方で記録される。

注意 ii : 競技役員および用具は、競技者を妨害したり、観客の視界を妨げたりしないように配置されなければならない。

注意 iii : 風の方向と強さを示すために、吹き流しのためのスペースを確保する必要がある。